

令和 4 年 第 2 回

大崎町議会 6 月定例会会議録

開会 令和 4 年 6 月 1 日

閉会 令和 4 年 6 月 16 日

大 崎 町 議 会

令和4年第2回大崎町議会定例会

会 期

令和4年 6月 1日 (水) から

16日間

令和4年 6月16日 (木) まで

月 日	曜 日	時刻	本会議	委員会	摘 要
6月 1日	水	10	第1日		会 期 の 決 定 議案・陳情等上程
2日	木	9		委員会	付託案件の審査
3日	金				予 備
4日	土				休 会
5日	日				休 会
6日	月				予 備
7日	火				予 備
8日	水				予 備
9日	木	10	第2日		一 般 質 問 議案・陳情等上程
10日	金				予 備
11日	土				休 会
12日	日				休 会
13日	月				予 備
14日	火				予 備
15日	水				予 備
16日	木	10	第3日		付託案件の審査報告 議案・陳情等上程

令和4年第2回大崎町議会定例会会議録目次

第1号（6月1日）（水）

1. 開 会	5
2. 開 議	5
3. 日程第1 会議録署名議員の指名	5
4. 日程第2 会期の決定	5
5. 日程第3 行政報告	5
東町長報告	5
6. 日程第4 報告第1号 令和3年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6
東町長提案理由説明	6
上橋総務課長	7
7. 日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度大崎町一般会計補正予算(第9号))	8
東町長提案理由報告	8
上橋総務課長	8
8. 日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて (大崎町町税条例の一部を改正する条例の制定について)	10
東町長提案理由説明	11
川越税務課長	11
9. 日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて (大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)	17
東町長提案理由説明	17
川越税務課長	17
中山美幸君	18
10. 休 憩	18
川越税務課長	18
中山美幸君	18
11. 日程第8 議案第19号 令和4年度大崎町一般会計補正予算(第1号)	19
東町長提案理由説明	19
上橋総務課長	19

中山美幸君	22
東町長	22
谷迫保健福祉課長	23
中野企画調整課長	23
中山美幸君	24
12. 日程第9 議案第20号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予 算(第1号)	25
東町長提案理由説明	25
谷迫保健福祉課長	25
13. 日程第10 議案第21号 大崎町過疎地域産業開発促進条例の一部を改 正する条例の制定について	25
東町長提案理由説明	26
中野企画調整課長	26
14. 日程第11 議案第22号 大崎町半島振興対策実施地域産業開発促進条 例の一部を改正する条例の制定について	27
東町長提案理由説明	27
中野企画調整課長	27
15. 日程第12 議案第23号 大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の 成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を 改正する条例の制定について	28
東町長提案理由説明	28
中野企画調整課長	29
16. 日程第13 陳情第1号 「インボイス制度実施中止を求める意見書」の 採択を求める陳情	30
17. 散 会	30
第2号(6月9日)(木)	
1. 開 議	37
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	37
3. 日程第2 一般質問	37
宮本昭一君	37
東町長	37
宮本昭一君	38

東町長	38
宮本昭一君	39
東町長	39
上野農林振興課長	39
宮本昭一君	39
東町長	39
宮本昭一君	40
東町長	40
上野農林振興課長	40
宮本昭一君	40
東町長	41
宮本昭一君	41
東町長	41
宮本昭一君	42
東町長	42
宮本昭一君	42
東町長	42
上野農林振興課長	43
宮本昭一君	43
東町長	44
宮本昭一君	44
東町長	44
宮本昭一君	44
東町長	45
宮本昭一君	45
東町長	46
宮本昭一君	46
東町長	47
中野企画調整課長	47
宮本昭一君	47
穂園教育長	47
宮本昭一君	48
穂園教育長	49
宮本昭一君	49

穂園教育長	49
宮本昭一君	50
穂園教育長	50
宮本昭一君	51
穂園教育長	52
宮本昭一君	52
穂園教育長	52
宮本昭一君	53
穂園教育長	53
宮本昭一君	53
4. 休 憩	53
平田慎一君	54
東町長	54
平田慎一君	55
東町長	55
平田慎一君	56
穂園教育長	57
平田慎一君	58
穂園教育長	58
平田慎一君	58
穂園教育長	59
平田慎一君	59
東町長	60
平田慎一君	60
東町長	60
平田慎一君	61
東町長	63
上橋総務課長	63
平田慎一君	63
東町長	64
平田慎一君	64
東町長	64
平田慎一君	65
5. 休 憩	65

平田慎一君	65
東町長	66
平田慎一君	66
東町長	67
平田慎一君	67
東町長	67
平田慎一君	68
東町長	68
平田慎一君	68
東町長	68
上橋総務課長	69
平田慎一君	69
東町長	69
平田慎一君	70
東町長	70
平田慎一君	70
稲留光晴君	71
東町長	71
稲留光晴君	71
東町長	72
稲留光晴君	72
東町長	73
稲留光晴君	73
東町長	73
稲留光晴君	73
東町長	74
稲留光晴君	74
東町長	74
稲留光晴君	74
東町長	74
稲留光晴君	75
東町長	75
稲留光晴君	76
東町長	76

稲留光晴君	76
東町長	76
稲留光晴君	77
東町長	77
稲留光晴君	77
東町長	77
稲留光晴君	77
東町長	77
稲留光晴君	77
東町長	77
稲留光晴君	78
東町長	78
稲留光晴君	78
東町長	79
稲留光晴君	79
東町長	79
稲留光晴君	79
東町長	79
稲留光晴君	79
東町長	79
稲留光晴君	80
東町長	80
6. 休 憩	80
児玉孝徳君	80
東町長	80
谷迫保健福祉課長	81
児玉孝徳君	81
谷迫保健福祉課長	81
児玉孝徳君	81
谷迫保健福祉課長	82
児玉孝徳君	82
東町長	82
児玉孝徳君	82

谷迫保健福祉課長	82
児玉孝徳君	83
東町長	83
児玉孝徳君	83
東町長	83
児玉孝徳君	84
谷迫保健福祉課長	84
児玉孝徳君	84
谷迫保健福祉課長	84
児玉孝徳君	84
谷迫保健福祉課長	85
児玉孝徳君	85
東町長	85
穂園教育長	86
児玉孝徳君	86
穂園教育長	87
児玉孝徳君	87
東町長	87
児玉孝徳君	87
谷迫保健福祉課長	88
児玉孝徳君	88
東町長	88
児玉孝徳君	88
東町長	89
児玉孝徳君	89
東町長	90
児玉孝徳君	90
7. 日程第3 議案第24号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について	91
東町長提案理由説明	91
上橋総務課長	91
中山美幸君	92
上橋総務課長	92
中山美幸君	92
上橋総務課長	93

中山美幸君	93
上橋総務課長	93
中山美幸君	93
東町長	94
8. 散 会	95

第3号（6月16日）（木）

1. 開 議	101
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	101
3. 日程第2 議案第19号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第1号）	101
吉原総務厚生常任委員長報告	101
4. 日程第3 議案第20号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予 算（第1号）	104
吉原総務厚生常任委員長報告	104
5. 日程第4 陳情第1号 「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採 択を求める陳情	105
吉原総務厚生常任委員長報告	105
稲留光晴君	106
中倉広文君	106
6. 日程第5 議員派遣の件	107
7. 日程第6 閉会中継続審査・調査申出書	107
8. 閉 会	108

第 1 号

6 月 1 日 (水)

令和4年第2回大崎町議会定例会会議録（第1号）

令和4年6月1日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名（5番，6番）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 報告第 1号 令和3年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
（令和3年度大崎町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第 6 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
（大崎町町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第 7 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- （総） 日程第 8 議案第19号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第1号）
- （総） 日程第 9 議案第20号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第21号 大崎町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第22号 大崎町半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第23号 大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- （総） 日程第13 陳情第 1号 「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採択を求める陳情

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 平田 慎一	7番 吉原 信雄
2番 富重 幸博	8番 中山 美幸
3番 稲留 光晴	9番 上原 正一
4番 諸木 悦朗	10番 小野 光夫
5番 宮本 昭一	11番 児玉 孝徳
6番 中倉 広文	12番 神崎 文男

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 東 靖 弘	農林振興課長 上野 明 仁
副町長 千歳 史郎	耕地課長 竹本 忠 行
教育長 穂園 正幸	建設課長 時見 和 久
会計管理者 西高 和義	農委事務局長 相星 永 悟
総務課長 上橋 孝幸	水道課長 本松 健一郎
企画調整課長 中野 伸一	教委管理課長 岡留 和 幸
住民環境課長 松元 昭二	社会教育課長 鎌田 洋 一
保健福祉課長 谷迫 利弘	税務課長 川越 龍 一

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 宮本 修一
次長兼調査係長 福永 浩二
議事係長 上床 就路
庶務係主幹 西 ゆかり

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（神崎文男君） これより、令和4年第2回大崎町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、宮本昭一君、及び6番、中倉広文君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 会期の決定

- 議長（神崎文男君） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。
今期定例会の会期は、お手元に配付してある日程案のとおり、本日から6月16日まで16日間といたしたいと思っております。
これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。
よって、会期は本日から6月16日までの16日間と決定いたしました。

-----○-----

日程第3 行政報告

- 議長（神崎文男君） 日程第3「行政報告」を行います。
これを許可します。
- 町長（東 靖弘君） 令和4年第2回大崎町議会定例会に当たり、諸般の行政報告をいたします。

はじめに、保健福祉課関係でございます。新型コロナウイルスに対するワクチン接種について、5月19日現在で御報告いたします。

まず、ワクチン接種を2回受けられた方の接種率でございます。全体では約84%の方が2回目の接種を終えている状況でございます。内訳といたしまして、5歳以上11歳以下の小児が約14%、12歳以上64歳以下の方が約85%、65歳以上の高齢者は約95%の方が2回目の接種を終えております。なお、令和4年3月から、5歳以上11歳以下の小児も接種対象となっておりますので、3月時点の接種率を比較しますと下がっております。

3回目接種については、昨年12月の医療従事者を皮切りに始まっておりまして、接種対象者は、2回目接種完了から5か月経過した12歳以上の方でございます。

3回目の接種率は、全体で約66%でございます。内訳といたしまして、12歳以上64歳以下は約56%が、65歳以上の高齢者は約89%の方が3回目の接種を終えております。

さらに、4回目のワクチン接種につきましては、早ければ6月上旬から接種を始める予定でございます。4回目の対象となる方は、3回目接種完了から5か月経過した方で、現段階では60歳以上及び18歳以上59歳以下で基礎疾患があるなど、コロナにかかった場合に重症化リスクのある方でございます。

引き続き、医療機関をはじめ、関係者の御協力をいただきながら、希望する町民の皆様への接種を進めてまいります。

次に、建設課関係でございます。令和4年5月4日の午後3時頃、西迫町営住宅5号棟で火災が発生し、全焼いたしました。幸いにも人的被害はありませんでした。なお、被災物件の処理につきましては、現在、解体処分作業に入っており、6月中旬には整地まで完了する予定であり、跡地利活用につきましては、現在検討中でございます。

最後に、住民環境課関係でございます。ゼロカーボン推進の宣言について御報告いたします。本町において、2050年度を目標に、町内における日常生活・経済活動等から出る二酸化炭素排出量から森林などによる吸収量を差し引いて、二酸化炭素量の合計を実質ゼロに取り組むゼロカーボン推進の宣言を、令和4年4月14日、公式ホームページで発表させていただきました。地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響により豪雨災害など多発しており、本町でも、令和2年7月豪雨により大きな被害が発生いたしました。地球温暖化対策は全世界で喫緊の課題であり、世界が同じ目標に向かって取り組む必要があります。

今後、このゼロカーボン推進宣言に基づき、大崎町の豊かな台地・資源を守るため、町民・事業者・行政が一体となって地球温暖化に対応した新たな行動変容を起こし、省エネ対策等に取り組むことで脱炭素社会の実現に取り組んでまいります。

以上で、報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これで、行政報告は終わりました。

-----○-----

日程第4 報告第1号 令和3年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（神崎文男君） 日程第4、報告第1号「令和3年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」を議題といたします。

町長より報告を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、社会保障・税番号制度システム改修事業など7の事業に係るものでございます。これらは、令和3年度大崎町一般会計補正予算(第8号)で議決をいただいております繰越明許費のほか、令和4年3月31日付で専決処分いたしました一般会計補正予算(第9号)の繰越明許費について、地方自治法施行令146条第2項の規定により、令和3年度大崎町一般会計繰越明許費繰越計算書を報告するものでございます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長(上橋孝幸君) それでは、御説明いたしますので、2枚目の繰越明許費繰越計算書をお願いいたします。

この報告第1号は、ただいま町長から説明がございましたとおり、令和3年度内に事業が完了しないことから、令和4年度に繰り越すことを報告するものでございます。

まず、款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費の社会保障・税番号制度システム改修事業でございますが、翌年度繰越額は29万7,000円でございます。本事業は、マイナンバーカードの関連システム改修事業でございますが、国の補正予算に伴うもので、準備から実施まで期間を要するため、翌年度に繰り越すものでございます。

款3民生費、項1社会福祉費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び項2児童福祉費、子育て世帯等臨時特別給付金事業でございますが、翌年度繰越額は、それぞれ7,365万6,000円と40万円でございます。いずれの事業も、新型コロナウイルス感染症に対する経済対策として国の補正予算を活用して実施しておりますが、事業が年度内で完了しなかったことから繰り越すものでございます。

款5農林水産業費、項1農業費の農地耕作条件改善事業でございますが、翌年度繰越額は1,477万8,000円でございます。本事業は、神領池尻地区の排水対策事業でございますが、農地等の災害復旧事業の影響により事業の進捗に遅れが生じているため、繰り越すものでございます。

項2林業費の松くい虫対策事業でございますが、翌年度繰越額は162万3,000円でございます。例年2月前後に、秋の松くい虫駆除を実施しておりますが、人手不足等により年度内に事業を実施できなかったため、繰り越すものでございます。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費及び項2公共土木施設災害復旧費でございますが、翌年度繰越額はそれぞれ1億4,346万6,000円と3億3,090万円でございます。令和2年度から続く災害復旧事業の影響もあり、事業進

捗に遅れが生じているため、翌年度へ繰り越し、実施するものでございます。

以上で、報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これで報告は終わります。

-----○-----

日程第5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

（令和3年度大崎町一般会計補正予算（第9号））

○議長（神崎文男君） 日程第5、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大崎町一般会計補正予算（第9号））」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。令和3年度大崎町一般会計補正予算（第9号）は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告するものでございますが、歳入歳出予算の総額に3億5,719万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を133億5,133万9,000円にするものでございます。

補正の内容は、地方消費税交付金、国庫支出金、県支出金、繰入金及び寄附金等が確定したことによる財源調整及びふるさと応援基金等の基金積立金が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） 御説明いたします。今回の補正は、事業実施に係る国・県支出金や交付金等の確定に伴う財源変更が主なものでございますので、それ以外の主なものについて御説明いたします。

それでは、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の16ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目4財政管理費、節24積立金は、地方債の償還財源として積み立てる減債基金積立金1億円と、今後の公共施設整備等に備えるための施設整備事業基金積立金2億円でございます。目13地方創生費は、合計で1,000万円の増でございますが、企業版ふるさと納税の実績に伴い、節12企業版ふるさと納税業務委託料と節18大崎町SDGs推進協議会負担金を増額するものでございます。

17ページをお願いいたします。款3民生費、項2児童福祉費、目3新型コロナウイルス感染症対策事業費は、合計で1,412万7,000円の減でございます。これは、18歳以下の子どもに対し、1人当たり10万円を支給する子育て世帯等臨時特別給付金事業の実績に伴う減でございます。

18ページをお願いいたします。款4衛生費、目10新型コロナウイルス感染症対策事業費は、合計で1,985万5,000円の減でございます。これは、ワクチン接種に係る関連経費を、実績に基づき減額するものでございます。

20ページをお願いいたします。款5農林水産業費、項2林業費、目1林業振興費は、森林環境譲与税を活用した事業の執行実績に伴う事業費の調整が主なものでございます。

款6商工費、目2商工業振興費は、合計で8,533万8,000円の増でございます。主なものは、ふるさと納税寄附金及びふるさと納税促進事業の実績に伴う調整でございます。

21ページをお願いいたします。目4新型コロナウイルス感染症対策事業費、節18負担金、補助及び交付金207万3,000円の減は、説明欄にございます2つの補助金を、事業実績に伴い減額するものでございます。

これで歳出の説明を終わりました、次に歳入について御説明いたしますので、9ページをお願いいたします。

款2地方譲与税から、次の10ページの、款10地方特例交付金までは、譲与税や交付金の額が確定したことに伴い補正するものでございます。

11ページをお願いいたします。款11地方交付税、目1地方交付税3億9,221万8,000円の増は、交付確定に伴い普通交付税を増額するものでございます。

款15国庫支出金から款16県支出金までは、それぞれ説明欄に記載してございます負担金や補助金などを、事業費の確定や国・県の決定に基づきそれぞれ増減するものでございます。

14ページをお願いいたします。款18寄附金、目1一般寄附金、節2ふるさと納税寄附金9,514万5,000円は、ふるさと納税寄附金と企業版ふるさと納税寄附金を実績に伴い増額するものでございます。なお、令和3年度のふるさと納税の実績でございますが、寄附件数は31万3,696件で、金額は43億8,514万5,000円でございます。また、企業版ふるさと納税寄附金でございますが、13の企業から合計で3億4,699万円の寄附をいただいております。

款19繰入金、目1財政調整基金繰入金2億8,450万円の減は、財源の調整でございます。目5ふるさと応援基金繰入金2,770万円の減は、事業実績に伴い繰入金を減額するものでございます。

15ページをお願いいたします。款22町債は、合計で860万円の減でございますが、説明欄にございます各事業の実績に伴い地方債の借入額が決定したことにより、それぞれ増減するものでございます。

次に、繰越明許費補正について御説明いたしますので、6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費補正でございます。款3民生費、項1社会福祉費、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業及び項2児童福祉費、子育て世帯等臨時特別給付金事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、国が経済対策として実施している事業でございますが、いずれも事業費の確定見込みにより、補正後の額に変更するものでございます。

次に、第3表地方債補正でございます。これは、起債の目的欄の災害復旧事業の限度額を、事業費の確定等に基づく同意見込みにより、補正後の額に変更するものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第2号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大崎町一般会計補正予算（第9号））」は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（令和3年度大崎町一般会計補正予算（第9号））」は承認することに決定いたしました。

—————○—————

日程第6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

（大崎町町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

○議長（神崎文男君） 日程第6、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例等の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方税法等の一部改正に伴いまして、町税条例の一部を改正するものであります。

改正する内容といたしましては、固定資産税の負担調整措置と課税標準の特例措置の新設、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除の延長、個人住民税の合計所得金額に係る規定の整備が主なものでございます。

なお、今回の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和4年3月31日をもって専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○税務課長（川越龍一君） それでは、大崎町町税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。今回の主な改正は、先ほど町長からもありましたとおり、上位法の地方税法等の一部の改正により、固定資産税の土地における負担調整措置と課税標準の特例措置の新設、及び固定資産課税台帳等の記載内容の改正、併せて、個人町民税における住宅借入金等特別税額控除の延長と個人住民税における合計所得金額等に係る規定の整備を行うものでございます。

なお、附則で定める施行期日が条項ごとに異なるため、その都度、御説明させていただきます。

それでは、条例案と併せて配付してございます新旧対照表で説明させていただきますので新旧対照表を御覧ください。アンダーライン部分が、今回の改正箇所となっております。

1ページを御覧ください。条例第18条の4、納税証明書の交付手数料につきましては、上位法の地方税法第382条の4の一部改正に伴い、納税証明書のうち、固定資産課税台帳に登録されている事項でDV被害者の住所が含まれる場合には、登記所に対してDV被害者からの申出があった登記名義人の住所に代わる事項を記載することとなったため、規定の整備を行うものでございます。

令和6年4月1日施行でございます。

次に、1ページ中段から3ページ中段までに記載してございます第33条第4項及び第6項、所得割の課税標準につきましては、上位法の地方税法第313条第13項及び第15項の一部改正に伴う改正で、現在、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得につきましては、納税義務者が所得税の確定申告と個人住民税

の申告を行う場合、所得税と個人住民税において異なる課税方式を選択できたため、個人住民税においては総所得金額に含まない場合がありますが、今回の改正によりこれを一致させるため、総合課税または分離課税を確定申告書の記載によるのみ適用されることとされたため、規定の整備を行うものでございます。

令和6年1月1日施行でございます。

続きまして、3ページでございますが、3ページ中段から4ページ中段の第34条の7第1項第1号の寄附金税額控除についてでございますが、対象法人の範囲について、平成26年度から7年間の経過措置が終了したことに伴う当該部分の削除でございます。

令和4年4月1日施行でございます。

続きまして、4ページ中段からでございますが、4ページ中段から5ページ中段の第34条の9第1項及び第2項、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除についてでございますが、上位法の地方税法第314条の9第1項の改正に伴い、特定配当等または特定株式等譲渡所得金額について、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収額の税額控除を確定申告書の記載によって行うこととされたため、第1項中「特定配当等申告書及び特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、併せて、第2項の一部改正により損益通算及び繰越控除についても所得税と一致させるため、確定申告書によるものとするため規定の整備を行うものでございます。

令和6年1月1日施行でございます。

次に、5ページでございますが、5ページ中段から6ページ下段までの第36条の2第1項及び第2項、町民税の申告についてでございますが、第1項中の公的年金等受給者の町民税申告義務に係る規定のうち、上位法の地方税法第317条の2第1項の一部改正に伴い、配偶者特別控除額に係る配偶者特別控除額に該当する要件が、現行の源泉控除対象配偶者から前年の所得が900万円以下である納税者と生計を一にする前年の合計所得が95万円以下である配偶者で控除対象配偶者に該当しない者と、具体的に地方税に明記されたことに伴う規定の整備でございます。

第2項につきましては、町民税の申告書の様式につきまして、地方税法施行規則の第2条第4項ただし書きを準用していたものでございますが、地方税法施行規則の一部改正による項ずれに対応するための規定の整備でございます。

令和6年1月1日施行でございます。

次に、6ページ下段でございますが、第36条の3第2項、次の7ページ上段にあります第36条の3第3項につきましては、上位法である地方税法第317条の3第2項及び第3項の改正に合わせ、「付記」という文言の表記を整備したもので

ございます。

令和6年1月1日施行でございます。

続きまして、7ページ中段からでございますが、7ページ中段から8ページ上段にあります第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書についてでございますが、上位法の地方税法第317条の3の2第1項の一部改正に伴い、給与所得者の扶養親族申告書の記載事項に、自己と生計を一にする配偶者の氏名を追記することとなり、この配偶者については、納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円以下、配偶者の合計所得金額が133万円以下である者に限ること、とされております。この改正に伴い、第36条の3の2の見出し中、「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、第1項第2号に、申告書への記載事項といたしまして、当該配偶者の氏名を追加するものでございます。

令和5年1月1日施行でございます。

次に、8ページでございますが、8ページ中段頃から9ページ中段にあります第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書についてでございますが、上位法の地方税法第317条の3の3第1項の一部改正に伴うものでございます。個人住民税における合計所得金額において、公的年金等控除額の算定は公的年金等の収入金額と公的年金等以外の雑所得の合計所得金額により段階的に控除額が算出されておりますが、この公的年金等以外の雑所得には、現行では退職手当に係る所得も含まれております。これを、今回の改正により個人住民税におけるほかの所得控除等と同様に、退職手当等を含まない合計所得金額を用いることと改正されました。この改正に伴い、公的年金等受給者の扶養親族申告書に退職手当等を有する一定の配偶者の氏名を記載することとなり、この配偶者については合計所得が900万円以下の納税義務者と生計を一にする配偶者で、退職手当等に係る所得を有し、合計所得金額が95万円以下である者に限るとされております。

この改正に伴い、第36条の3の3の見出し中、「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、第1項に当該配偶者を特定配偶者として追加し、9ページの、第1項第2号に扶養親族等申告書への記載事項として特定配偶者の氏名を追加するものでございます。

令和1年1月1日施行でございます。

次に、9ページでございますが、9ページ中段から10ページ中段にあります第48条第9項及び第15項、法人の町民税の申告納付並びに53条の7、特別徴収額の納入の義務等についてでございますが、法人の町民税の申告納付の方法、従業員の退職手当に係る特別徴収の方法についての規定でございますが、それぞれ上位法の地方税法及び地方税法施行規則の一部改正に伴う項ずれに対応するための一部

改正でございます。

令和6年1月1日施行でございます。

次に、10ページ下段から11ページ上段にございます附則第5条の3の2についてでございますが、上位法の地方税法附則第5条の4の2第5項の一部改正に伴い、個人住民税に係る住民借入金等特別税額控除の期限が、令和7年入居分までの4年間延長されたことに伴い、所得税で控除しきれなかった額を個人住民税から控除できる期間を令和20年度までとすることとなったため、規定の整備を行うものでございます。

令和5年1月1日施行でございます。

次に、11ページ中段から13ページ上段にあります附則第8条の2第2項から第22項、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合についてでございますが、上位法の地方税法附則第15条関係の一部改正による項ずれに伴う規定の整理と、第2項の除外施設に係る課税標準の特例措置に係る参酌基準の変更、並びに、第22項でございますが、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置の新設に対応するための規定の整備でございます。

令和4年4月1日施行でございます。

次に、13ページ中段から14ページ下段にあります附則第8条の3第8項及び第10項、新築住宅等に係る固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についてでございますが、上位法の地方税法附則第15条の9関係の一部改正により、省エネ改修を行った住宅の固定資産税に係る特例の拡充に伴う一部改正であり、第8項が一般住宅に係る規定で、第10項は認定長期優良住宅に係る規定でございます。

令和4年4月1日施行でございます。

次に、14ページ下段から15ページ下段にあります附則第10条、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例についてでございますが、上位法の地方税法附則第18条の一部改正により、土地に係る固定資産税の負担調整措置として、景気回復に万全を期すための激変緩和の措置として、令和4年度限りの措置として商業地等の令和4年度の課税標準額の上昇幅が、現行の評価額の「5%」から「2.5%」に改正されたことに伴う規定の整備でございます。

令和4年4月1日施行でございます。

次に、15ページ下段から16ページにございます附則第14条の3第2項、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例についてでございますが、地方税法附則第33条の2第6項の一部改正により、個人の住民税において、特定上

場株式等の配当所得に係る申告分離課税について課税方式を所得税と一致させることから、所得税の適用がある場合のみ適用されることとなったことに伴う規定の整備でございます。

令和6年1月1日施行でございます。

次に、17ページでございますが、17ページ上段から中段にあります附則第15条の2第3項、優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例についてでございますが、上位法の地方税法附則第34条の2第6項の一部改正により、引用条項が削除されたことに伴う規定の整備でございます。

令和5年1月1日施行でございます。

次に、17ページ中段頃から18ページ中段頃にあります附則第17条の2の3第4項、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の住民税の課税の特例についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律第8条により、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第10項の一部が改正されたことに伴い、特例配当等所得の申告分離課税について、課税方式を所得税と一致させる措置を講ずることから、確定申告書の記載によってのみ適用することとするための規定の整備をするものでございます。

令和6年1月1日施行でございます。

次に、18ページ中段頃から20ページ中段頃にあります附則第17条の2の4第4項及び第6項、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人住民税の課税特例についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律第9条により、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法、及び地方税法の特例等に関する法律第3条の2の2第13項及び第15項の一部が改正されたことに伴い、条約適用配当等所得の申告分離課税について、課税方式を所得税と一致させる措置を講ずることから、確定申告書の記載によってのみ適用することとするための規定の整備をするものでございます。

令和6年1月1日施行でございます。

次に、21ページにあります新旧対照表第2条による改正について御説明いたします。この新旧対照表中にございます条文は、令和3年6月定例議会において承認賜りました令和6年1月1日施行の条例でございますが、第1条の規定は、さきに説明いたしました本則第36条の3の3の一部改正に伴い、個人の住民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書が令和5年1月1日施行で改正されましたことから、規定の整備を行うものでございます。

令和5年1月1日施行でございます。

次に、第2条第4項、町民税に係る経過措置についてでございますが、地方税法の改正に合わせ、個人の住民税に関する部分の条文を特定し、規定の整備をするものでございます。

令和6年1月1日施行でございます。

以上で、新旧対照表による条例の改正の説明を終わりました。次に、施行期日等について御説明いたしますので、条例案の4ページを御覧ください。4ページ中頃の附則の第1条、施行期日でございますが、この条例は、原則令和4年4月1日から施行されますが、先ほど新旧対照表での説明でその都度、説明させていただきました施行日について、第1項から第3号までの規定の中で条項ごとにまとめて定めているものでございます。

次に、経過措置としまして、第2条は納税証明に関するもの、5ページの、第3条は町民税に関するもの、第4条は固定資産税に関するものについて、施行日前に適用されたものは、なお、従前の例によることを定めております。

以上で、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第3号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例等の一部を改正する条例の制定について）」は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町町税条例等の一部を改正する条例の制定について）」は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第7 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（神崎文男君） 日程第7、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、地方税法施行令の一部改正に伴いまして、国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

改正する内容としましては、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の見直しに伴う改正でございます。

なお、今回の改正につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、令和4年3月31日をもって専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、担当課長が説明いたします。

○税務課長（川越龍一君） それでは、大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

条例案の次にあります新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表を御覧ください。アンダーラインの部分が、今回の改正箇所でございます。

1ページの第2条、課税額につきましては、課税限度額を定めた条文でございますが、第2項の基礎課税額に係る課税限度額を、現行の63万円から65万円に改め、第3項の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を、現行の19万円から20万円に改めるものでございます。

なお、今回の改正では、介護納付金課税額に係る課税限度額についての改正はございません。

次に、1ページ下段から2ページ中段にあります第23条、国民健康保険税の減額につきましては、本文中にあります基礎課税額の限度額である現行の63万円を65万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額である現行の19万円を20万円に改めるものでございます。

次に、2ページ中段の附則、公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税

の特例についてでございますが、規定の適正化を図るための改正でございます。

以上で、新旧対照表による条例改正の説明を終わりました。次に、今回の改正による施行期日等につきまして御説明いたしますので、条例案を御覧ください。

附則の第1項についてでございますが、この条例は、令和4年1月1日から施行し、第2項は、改正前、改正後のそれぞれの適用区分について規定しているものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○8番（中山美幸君） ちょっと知識がないので若干示していただきたいんですが。第23条、この中でア及びイに掲げる額を減額して得た額ということが記載してございますね。このア、イということの意味合い、何から何を減額するのか、減額する部分についてはわかるんですが、これはどういうことなのかということをお示しをいただきたいと思っております。

○議長（神崎文男君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時47分

再開 午前10時48分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 再開します。

○税務課長（川越龍一君） 失礼いたしました。

ただいま御質問にありました、ア、イについてでございますが、今回の変更は基礎課税分、これが医療費分と後期高齢者の支援分で、先ほど説明の中で申し上げましたとおり、介護保険に係る分につきましては今回の限度額の変更はなかったものでございますが、アというのが基礎課税分についての規定、イについてが後期高齢者への支援分についての規定でございます。

以上です。

○8番（中山美幸君） 今、お示しをいただいたんですが、基礎額と支援金分を引いた額からということですね。そこから引かれた部分について、65万円が変更になると、63万円が65万円になるということですね。

○議長（神崎文男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第4号は、会議規則第39条

第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（大崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）」は承認することに決定いたしました。

-----○-----

日程第8 議案第19号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第1号）

○議長（神崎文男君） 日程第8、議案第19号「令和4年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億727万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を102億7,352万5,000円にするものでございます。

歳出の主なものは、環境配慮型定住住宅取得補助金、活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金、企業価値向上補助金、くにの松原キャンプ場バンガロー建設工事及び大崎町新型コロナウイルス感染症対策委員会補助金などがございます。歳入は、国・県支出金及び繰入金が増が主なものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

まず、歳出から御説明いたしますので、補正予算書の8ページをお願いいたしま

す。

款2総務費、目10企画費、節12委託料120万円は、町内在住の外国人の生活状況やニーズ調査を行うための多文化共生のまちづくり促進事業委託料でございます。節18負担金、補助及び交付金1,625万円は、環境配慮型定住住宅取得補助金と空き家リフォーム促進事業補助金を、今後の執行見込みにより補正するものでございます。

目13地方創生費、節12委託料360万円は、外国人技能実習生に対しサポート体制を構築するための地域おこし研究員等業務委託料でございます。

款3民生費、目3新型コロナウイルス感染症対策事業費は、合計で791万1,000円の増でございますが、コロナ禍における物価高騰などにより影響を受けている低所得の子育て世帯に対して支給される子育て世帯生活支援特別給付金に係る経費でございます。節1報酬から、次の9ページをお願いいたしまして、節11役務費までは、事業に要する事務的経費でございます。節18負担金、補助及び交付金725万円は、対象児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金でございます。

款4衛生費、目10新型コロナウイルス感染症対策事業費は、新型コロナウイルス感染症の3回目及び4回目のワクチン接種に係る経費でございます。節1報酬及び節3職員手当等は、ワクチン接種業務に携わる職員等に係る人件費でございます。節7報償費189万円は、集団接種を実施する際に、医師及び看護師へ支払う謝礼でございます。節11役務費131万4,000円は、申請書等の発送に係る通信運搬費や嘱託医等の傷害保険料が主なものでございます。

10ページをお願いいたします。節12委託料1,192万7,000円の主なものは、ワクチン接種委託料でございます。

款5農林水産業費、目8農業機械維持管理費、節10需用費187万円は、農業機械センターで使用している農業機械の修繕料でございます。目9畜産業費、節18負担金、補助及び交付金3,342万3,000円の主なものは、活動火山の降灰による農作物被害を防ぐため、農業機械等の購入を助成する活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金でございます。目11土地改良事業費は、合計で223万3,000円の増でございますが、野方角堂地区における雨水対策として用地を買収するための関連経費でございます。目14営農推進費、節18負担金、補助及び交付金394万円は、サツマイモ基腐病対策を実施する農業者に対し、助成を行う農地耕作条件改善事業補助金でございます。

11ページをお願いいたします。項2林業費、目1林業振興費、節14工事請負費889万4,000円は、持留改善センター裏の林地崩壊防止工事でございます。

が、工事内容の変更等により増額するものでございます。節18負担金、補助及び交付金50万9,000円は、雑木や竹を処理するための資機材の導入を支援する持続可能な里山林多面的機能発揮対策交付金でございます。節24積立金198万2,000円は、森林環境譲与税の交付見込みにより基金積立金を増額するものでございます。

款6商工費、目2商工業振興費4,500万円は、商工業者の企業価値を高めることを目的に施設整備や設備投資を支援する企業価値向上補助金を、今後の執行見込みにより補正するものでございます。目3観光費、節14工事請負費1,700万円と節17備品購入費22万円は、くにの松原キャンプ場におけるバンガロー3号棟の建設工事費と施設用備品の購入費でございます。節18負担金、補助及び交付金、スポーツ合宿等誘致促進事業補助金250万円は、スポーツを核とした地域活性化を図るために、官民一体型の組織であるスポーツコミッションの設立準備に係る補助金でございます。目4新型コロナウイルス感染症対策事業費は3,457万6,000円でございます。これは、原油価格や物価の高騰で影響を受けている事業者に対し助成を行う、大崎町新型コロナウイルス感染症対策委員会補助金でございます。

12ページをお願いいたします。款8消防費、目2非常備消防費、節18負担金、補助及び交付金142万2,000円は、団員の退団に伴う消防団員退団慰労金補助金9名分でございます。

款9教育費、目1学校管理費、節10需用費100万円は、各小学校施設に係る修繕料でございます。

款10災害復旧費、目1農林水産施設災害復旧費、節13使用料及び賃借料448万8,000円は、持留地区の災害復旧に係る機械借上料でございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

次に、歳入でございますが、6ページをお願いいたします。

款2地方譲与税、目1森林環境譲与税273万2,000円は、交付見込みにより増額するものでございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目2衛生費国庫負担金1,389万5,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種実施事業に係る負担金の増でございます。項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金3,457万6,000円は、原油価格・物価高騰対応として追加交付されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。目2民生費国庫補助金646万1,000円は、子育て世帯生活支援特別給付金に係る新型コロナウイルス感染セーフティーネット強化事業費交付金と事務費交付金でございます。目3衛生費国庫補助金397万2,000円

は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金でございます。目4農林水産業費国庫補助金394万円は、サツマイモ基腐病対策を実施する農業者を支援するための農地耕作条件改善事業補助金でございます。目8商工費国庫補助金250万円は、スポーツコミッションの設立に向けた合宿等誘致促進事業に係る地方スポーツ振興費補助金でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金3,262万3,000円は、活動火山周辺地域防災営農対策事業補助金でございます。目5商工費補助金829万8,000円は、くにの松原キャンプ場におけるバンガローの建設工事に係る県地域振興推進事業補助金でございます。

7ページをお願いいたします。

款19繰入金、目5ふるさと応援基金繰入金6,920万円は、企業価値向上補助金などの財源として予定しているものでございます。

款20繰越金、目1繰越金2,700万円は、前年度繰越金でございます。

款21諸収入、目1雑入120万円は、町内在住の外国人の生活状況やニーズ調査を行う多文化共生のまちづくり促進事業に係る助成金でございます。

以上で説明を終わりますが、13ページ以降に給与費明細書を添付していただきますので御参照いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○8番（中山美幸君） まず、2点ほどお伺いしたいと思います。まず、1点目、9ページ、節18負担金、補助及び交付金の件ですが、725万円、この件について、どのような方法で、これを支援するのか。例えば2人子供がいたら2人分なのか、それとも世帯ごとに補助するのか。それによってどういうことが出てくるかということはあるのかと思いますが、その点についてお示しをいただきたい。

もう1点、11ページ、節14工事請負費、くにの松原キャンプ場バンガロー建設工事1,700万円、これは県の補助事業も入っているということで歳入のほうで説明がございましたが、現在2棟バンガローがあるわけですね、新設された部分。以前からありましたバンガローを合わせて2棟増設したことによってどのような効果が出てきているのか。その効果を見て、この3棟を計画したのか。この3棟目を計画することによって本町の観光に対して、もしくは本町の商工業に対して、本町の町民に対して、どのような利益が出てくるか、益が出てくるか、その点について説明をしてください。

○町長（東 靖弘君） ただいま2点について質問がございました。1点目は、725万円の内容について、給付の実施の仕方についてという御質問でございました。2点目は、11ページのくにの松原キャンプ場のバンガローの建設に関することでご

ございましたので、それぞれ担当者のほうから答弁させていただきます。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

ただいま御質問のありました、子育て世帯生活支援特別給付金の内容についてでございますが、対象児童といたしましては、令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給していて、令和4年度の町民税が非課税となった方、それから、年齢が18歳未満ですので、この児童手当は15歳未満ですから高校生相当の児童を養育しているところも含まれます。この方々については、令和4年度の住民税の状況を把握次第、こちらからお知らせをして受給拒否の届けがなければ、そのまま養育者の口座に振り込むということになります。

それから、家計急変者というのが対象者とありまして、令和4年度の町民税は係っているだけけれども、今年、令和4年1月以降、家計の状況が急変したことによって非課税相当の収入が見込まれるところについても支給の対象となります。ただ、この方々については、こちらではどうしても把握ができないものですから、こちらからいろんな周知の方法を取りながら、申請を受ける形で、その後、非課税相当なのか確認を取った後に振り込むということになります。ですので、こういう家計急変の世帯については、町としてもいろいろと媒体を使って周知を図ってまいりたいと思います。

以上でございます。お願いいたします。

今のは対象児童でございまして、支給自体は世帯の養育者ですので世帯ごとに振り込みをすることになります。

以上でございます。

○企画調整課長（中野伸一君） それでは、11ページの工事請負費、くのに松原キャンプ場のバンガロー建設工事についての御質問でございました。

第1号棟目を造る際に、4棟造る計画ということで、それに従って順次整備をしているところでございますけれども、ただいま、御存じのとおり、2棟目まで工事が完了しております。キャンプ業界の状況でありますとか、今、空前のキャンプブームと言いますか、そのようなことにつきましては、中山議員のほうがずっと詳しいので、あえて説明は控えさせていただきますけれども、効果といたしましては、やはり新型コロナの影響とか、それから空前のキャンプブームと、アウトドアブームというものもありまして、今までの団体でのキャンプよりも家族向きといえますか、家族4人でとか、2人でとか、そういう小規模の利用が増えているような傾向にあるかと思えます。そのような印象を受けておりますので、2棟とも、そのような形での利用者の増加がみられているようでございます。

それが、本町の商工業に対して、町民に対して、どのような経済的な効果とか、

いろいろ含めまして効果があるのかという話でございますけれども、一定の数の方が来られておりますので、近隣の商店であるとか、食材の調達であるとか、そのような影響はあると思いますが、数値としては把握しておりません。ただ、今後、今御指摘のありましたように、確かに大崎町に来られているわけなので、せっかく大崎町の税金を投入して造ったバンガローでございますので町内にお金を落とすしていただくような、指定管理者にも町内の飲食店のマップであるとかそのようなものを置いたりして、商店マップであったりとか、飲食店マップ等を置くなりして、町内に消費行動を起こしていただくような促進というか指導というか、そのことはしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番(中山美幸君) まず、先ほど言いました、9ページの子育て世帯の件ですが、急変された方々をどのように把握するかということ、これは非常に難しい部分があるろうと思いますが。非常に、平等性と言いましょか、そういったことに値する住民の方々、家庭の方々がいらっしゃったのに「私たち申請できなかったよね」というようなことが起こらないように、やはりそういったところを注意しながら、取りこぼさないような注意をしながら広報活動もやっていただきたいというふうに思います。そうでないと、後から「うちもだったんだよね」ということが出てきたら、非常に不公平になってきます。そこは十分注意していただきたいということを申し添えておきます。

それと、11ページのキャンプ場のバンガローの件ですが、もう少しどういった効果があるのか、4号棟まで計画していましたがけれども、今まで2号棟まで造っておいて効果がないのであれば、途中で止めるということも私はありと思っているんですよ。そうでないと、何のために税金をつぎ込んでいるのか。県の補助事業も入っていますけれども、県の補助事業だとしても、これは我々の税金なんですよ。それを、ただ、指定管理のほうが利益が上がっていると、そういった状況では私はまずいと思います。本町において観光なり、そういった部分でかなり住民に利がないと、やる意味がない。そうじゃないですか。私はそう思っているんですけど、そこを十分注意しながら進めていただきたいというふうに思います。それは強く要望しておきます。

○議長(神崎文男君) ほかにございせんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(神崎文男君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第37条第1項の規定

により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

**日程第 9 議案第 20 号 令和 4 年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算
(第 1 号)**

○議長（神崎文男君） 日程第 9、議案第 20 号「令和 4 年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,138 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 19 億 552 万 4,000 円とするものでございます。

補正の主なものは、令和 3 年度の介護給付費国庫負担金等の精算に伴います補正増でございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 御説明いたします。補正予算書の 6 ページ、7 ページをお開きください。

はじめに、7 ページの歳出から御説明いたします。

款 6 諸支出金、目 2 償還金、節 2 2 償還金、利子及び割引料 3,138 万円の増額でございますが、令和 3 年度分の介護給付費確定によります精算に伴う介護給付費負担金や、地域支援事業交付金等の国及び県からの超過交付分を返還するものでございます。

次に、6 ページの歳入を御説明いたします。

款 7 繰越金、目 1 繰越金 3,138 万円の増額でございますが、令和 3 年度分の介護給付費等の確定に伴いまして生じた償還金の財源として補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

ただいま議題となっております議案第 20 号は、会議規則第 39 条第 1 項の規定により、総務厚生常任委員会に付託いたします。

-----○-----

日程第 10 議案第 21 号 大崎町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例

の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第10、議案第21号「大崎町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、租税特別措置法の改正に伴い、大崎町過疎地域産業開発促進条例の一部に項ずれ等が生じたことから、必要な改正を行うものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○企画調整課長（中野伸一君） それでは、大崎町過疎地域産業開発促進条例の一部改正につきまして御説明いたします。

この条例は、昨年12月議会において御可決いただきました、本町における産業の開発を促進するために町内に新設または増設される工場等の固定資産税を、一定期間課税免除するためのものでございますが、町長の提案理由にもございましたとおり、租税特別措置法の改正に伴いまして条例の一部に項ずれ等が生じたことから、必要な改正を行うものでございます。

それでは、2枚目の新旧対照表により御説明いたします。

表の左側が改正案、右側が現行となっております、改正部分をアンダーラインでお示ししております。

まず、中ほどになりますけれども、第5条第1号中「第3項」を「第4項」に、「第2項」を「第3項」に改め、次に、裏面になりますけれども、同条の第2号中第10項の次に「第1号」を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、交付の日から施行することとなっております。

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。
これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第21号「大崎町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号「大崎町過疎地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第22号 大崎町半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を
改正する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第11、議案第22号「大崎町半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、租税特別措置法の改正に伴い、大崎町半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部に項ずれ等が生じたことから、必要な改正を行うものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○企画調整課長（中野伸一君） それでは、議案第22号、大崎町半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

先ほどの議案第21号及び町長の提案理由にもございましたとおり、租税特別措置法の改正に伴いまして、条例の一部に項ずれ等が生じたことから必要な改正を行うものでございます。

では、2枚目の新旧対照表により御説明いたします。

表の左側が改正案、右側が現行となっております、改正部分をアンダーラインでお示ししております。

下から5行目になりますけれども、第4条第1号中「第3項」を「第4項」に、「第2項」を「第3項」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとなっております。

ます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第22号「大崎町半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第22号「大崎町半島振興対策実施地域産業開発促進条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第12 議案第23号 大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（神崎文男君） 日程第12、議案第23号「大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、地域未来投資促進法に基づく鹿児島県基本計画が変更されたことに伴い、

本町の工場立地法特例対象区域が拡大したことから、大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例について、必要な改正を行うものでございます。

よろしく御審議賜り、御可決くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○企画調整課長（中野伸一君） それでは、議案第23号、大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

この条例は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす地域経済牽引事業を促進することを目的に定められました、通称、地域未来投資促進法と呼ばれております地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく鹿児島県の基本計画が変更されたことに伴いまして、本町の工場立地法特例対象区域が拡大したことから条例の一部を改正するものでございます。

拡大された区域につきましては、新旧対照表の11ページから12ページにかけて、アンダーライン部分にてお示ししております。この新旧対照表におきまして、菱田の3677番地から菱田5759番地までをお示ししておりますけれども、場所といたしましては、菱田川を渡ったところの志布志市との境界といたしますか、九州エクス株式会社及び福岡運輸株式会社が立地した区域となっております。

なお、附則といたしまして、この条例は、交付の日から施行し、規定は令和4年4月1日から適用することとしております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。議案第23号「大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第23号「大崎町地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第13 陳情第1号 「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採択を求める陳情

○議長（神崎文男君） 日程第13、陳情第1号「「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採択を求める陳情」を議題といたします。

陳情第1号は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしましたので報告いたします。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午前11時27分

第 2 号

6 月 9 日 (木)

令和4年第2回大崎町議会定例会会議録（第2号）

令和4年6月9日
午前10時00分開会
於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名（7番，8番）
日程第2 一般質問
日程第3 議案第24号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 平田 慎一 | 7番 吉原 信雄 |
| 2番 富重 幸博 | 8番 中山 美幸 |
| 3番 稲留 光晴 | 9番 上原 正一 |
| 4番 諸木 悦朗 | 10番 小野 光夫 |
| 5番 宮本 昭一 | 11番 児玉 孝徳 |
| 6番 中倉 広文 | 12番 神崎 文男 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	東 靖 弘	農林振興課長	上 野 明 仁
副 町 長	千 歳 史 郎	耕 地 課 長	竹 本 忠 行
教 育 長	穂 園 正 幸	建 設 課 長	時 見 和 久
会 計 管 理 者	西 高 和 義	農 委 事 務 局 長	相 星 永 悟
総 務 課 長	上 橋 孝 幸	水 道 課 長	本 松 健 一 郎
企 画 調 整 課 長	中 野 伸 一	教 委 管 理 課 長	岡 留 和 幸
住 民 環 境 課 長	松 元 昭 二	社 会 教 育 課 長	鎌 田 洋 一
保 健 福 祉 課 長	谷 迫 利 弘	税 務 課 長	川 越 龍 一

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長	宮 本 修 一
次 長 兼 調 査 係 長	福 永 浩 二
議 事 係 長	上 床 就 路

庶務係主幹 西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番、吉原信雄君、及び8番、中山美幸君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 一般質問

○議長（神崎文男君） 日程第2「一般質問」を行います。

一般質問は、通告順により許可いたします。まず、5番、宮本昭一君の質問を許可いたします。

○5番（宮本昭一君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私は、さきに通告しておきました畜産振興対策についてと、くにの松原の観光対策について、及び教育行政についての3件について質問をいたします。

初めに、1件目の畜産振興対策について質問をいたします。先般の南日本新聞の記事の見出しの中に「崩壊和牛バブル、コロナ禍、訪日関係相場下落」と出ておりました。その中で、1991年の牛肉輸入自由化を機に、安い海外産に対抗すべく和牛霜降り重視の改良が進められ、付加価値を高め、最上級の肉はA5等の名で広く浸透。日本の食品輸出を牽引する一方、市民の食卓からは遠のいたという記事が出ており、また、消費者の嗜好も、A3クラスの若肉へと変わってきていると掲載されておりました。

一方、ロシアのウクライナ侵攻の影響が食料価格の値上がりにより普及し、輸入に頼る穀物の高騰が食品加工や畜産経営等に影響を及ぼしてきております。このようなことから、国内にできる稲わらや麦、大豆などは、外国産だけの頼りだけではなく、自給率を上げ、国内での自給生産の確保を図っていく時期に来ているのではないかと思います。世界的紛争の中で、金さえ出せば手に入るではなく、農業もいろいろな手法の転換期にあると思っております。

そこで、まず1点目の、繁殖雌牛の農家戸数と飼養頭数の推移はどうなっているかについてお尋ねし、1回目の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。現在、繁殖雌牛を飼養している農家数は257戸でございます。4,201頭を飼育しているという状況です。

10年前の平成25年では464戸で4,753頭を飼養しており、また、5年

前の平成30年度では330戸で4,574頭を飼養していました。10年前と現在で比較しますと、戸数で207戸の減少、頭数で522頭の減少となっております。

以上でございます。

○5番（宮本昭一君） ただいま、飼養戸数も、10年前と現在では207戸の減、それから頭数も522頭の減ということで答弁をいただきましたが、大分減ってきているようでございます。高齢化や病気などにより、やむなく辞めざるを得ない方などいろいろあろうかと思えます。大規模畜産農家の方々はもちろんのことですが、高齢者の少頭数飼育の方々の下支えもあり、畜産振興協議会を中心に、本町の畜産振興を図られてきたと思っております。縁の下の力持ちといひましようか、これからも、畜産振興上、維持確保のためにも高齢者の方々が一人でも多く牛を維持確保され、自分の健康づくりのために、夢と希望が持てる施策を打ち出していきたいと思っております。高齢者だから仕方がないじゃなく、この方たちの存在もないがしろにしてはならないと思うが、これに対して町長の見解をお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問で、高齢者の存在をないがしろにしてはならないと思うがということに対しての見解を問うという御質問でございました。お答えさせていただきます。

本町は、御存じのように、昔から土地利用型農業の中で和牛の生産、そして豚の生産等を基幹産業として農業振興が営々として図られてきているという状況でございます。特に和牛生産は、少頭飼いによる生産農家が多くて、長い年月をかけて基幹産業として定着してきております。今日の畜産振興が図られてきたのも、相当数の方々が小規模飼いで畜産経営をやっていたおかげだと考えております。

御存じのように、生産者の高年齢化が進んでまいりました。その中で、身体虚弱等の状況から、牛という大動物を扱うことが非常に困難になってきた、そして、そういったことからやむなく和牛生産を断念するという方々もこれまでも多数いらっしゃったと思っております。現在でも、80歳代前後の方が、健康の保持増進に努めながらも頑張っておられることは、産地形成上、大変ありがたいと考えております。

和牛生産農家の方々は、昔から運命共同体として互助の生産が非常に強くて、サポート体制がしっかりできている、これが和牛生産農家の特徴であると考えております。今後も、畜産振興協議会を中心に、JA、町、生産者との連携で、高齢農家の方々が和牛生産に携わっていただけるよう、しっかりとサポートしていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（宮本昭一君） ただいま、本町はやはり土地利用型農業ということで和牛とか、それから豚ですか、そういう生産を基幹産業としてやってきたということでの答弁ですが、今の答弁の中では畜産協議会を中心に、やはり高齢農家の方々をサポートしていくというような答弁でございました。

それからですね、申し遅れましたけれども、現在の飼養農家の平均年齢はどのようなふうになっているのでしょうか。そこら辺をちょっと教えてください。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長のほうで答弁をさせていただきます。

○農林振興課長（上野明仁君） ただいまの平均年齢という御質問ですが、今現在、繁殖農家数が257戸ございまして、そのうち、90歳代が1名おられます。それから80歳代が68名、70歳代が56名、60歳代が61名、50歳代が32名、40歳代以下が39名となっております、平均年齢にしますと66.8歳という状況でございます。

以上です。

○5番（宮本昭一君） ただいま課長のほうから答弁をいただきましたけれども、年代別の答弁でございましたが、やはり今の数字から見ますと、60歳代から80歳代が全体の、おおよそですけれども70%ぐらいじゃないかなというふうに思っておりますが、やはり、年齢層も高齢化してきているようでございます。平均年齢も、先ほどありましたが66.8歳ということであったようでございます。

次に、2点目の、畜産農家の高齢化に伴う後継者の育成対策についてお尋ねをいたします。この後継者の育成対策は、本町の畜産を維持していくためにも大変大事なことであり、なかなか難しい面もあるかと思えます。担当課としては、やはりあらゆる手だてを考えていただきたいというふうに思えます。今、後継者対策は、現在、どのようになされているのか。また、さらには農業高校生徒の魅力ある農業も交流も図ることも大事なことであり、必要かと思えますが、町長としてはどのような考えを持っておられるか、答弁をお願いします。

○町長（東 靖弘君） 畜産農家の高齢化等に伴う後継者の育成対策についての御質問でございます。後継者の育成対策につきましては、県の畑かんセンター等と協力をして、就農の内容に応じて営農に係る資金計画の相談や補助事業などを紹介し、推進しております。町では、おおむね45歳以下の新規就農者に対して、就農一時金として20万円を支給する事業や、無利子で貸し付けができる畜産振興資金があります。国の事業では、就農準備資金として年間150万円支給される制度や、無利子で長期貸し付けをする制度資金など利用できます。当然、対象となるには条件をクリアしなければ、すべての方が対象となるというわけではございません。

また、魅力ある大崎町の営農事情を紹介するため、大崎町や志布志市出身の農業高校生徒交流会を行い、地元の牧場や施設などを視察する事業などを行っていましたが、現在はコロナウイルスの影響で中止しているところでございます。

以上でございます。

○5番（宮本昭一君） ただいま、営農に係る資金計画の推進とか、それから町の就農一時金、それから無利子の畜産振興資金など、いろいろと制度資金等についてありましたけれども、また、農業高校生徒の交流についてはコロナウイルスで現在は中止ということであったようでございます。やはりコロナのこれから先の状況次第では、やはり後継者づくりとして是非実施していただきたいと思っておりますので、その点を実施していただきたいと思っております。

それから、申し遅れましたが、さきの質問の中で維持確保に触れましたけれども、畜産農家の戸数が減るということは、本町畜産の衰退にもつながるとことが予想されるわけですね。そうしますと、後継者づくりが、私としては基本だというふうに思っております。

そこで、現在の畜産農家で後継者がいるところは何戸数ぐらいあるのかについてお尋ねをいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましても、担当課長の答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（上野明仁君） お答えいたします。

後継者の数ですが、令和4年1月1日現在の数ですけれども、繁殖農家数が257戸ございまして、その中で後継者の数が35戸ということでございます。

以上です。

○5番（宮本昭一君） ただいまの農林振興課長の答弁によりますと、数字はただいま申されましたけれども、やはり大体後継者がいるところはおおよそ10%から13%あたりかなというふうに感じております。少ない気がいたします、寂しい気もいたします。そのようなことで、後継者づくりは非常に大事なかなというふうに思いますので、これから先も後継者づくりにはよろしく、頑張ってくださいと思います。

次に、3点目の畜産クラスター事業を活用した新規就農者等の確保対策についてお尋ねをいたしたいと思っております。このクラスター事業で施設整備事業、いわゆるハード事業については、相談窓口は役場、機械導入事業、リース事業ですが、相談窓口については配合飼料安定基金協会か農協となっているようであります。生産者の用途により、それぞれ違いますが、新しく畜産を始めるには、やはり土地とか施設、機械、素牛の導入など、多額の金が必要となってまいります。UターンやIターン

などの、現在、家で牛を飼育している若い世代の方々を優先に、行政がこの事業を紹介するなどして事業をフルに活用していただき、新規就農者の確保を図る必要があるかと思うが、いかがでしょうか町長。

○町長（東 靖弘君） 畜産クラスター事業を活用した新規就農者の確保対策についてという御質問でございます。本町で行う畜産クラスター事業は、牛舎や堆肥舎等を整備する施設整備事業とトラクターやアタッチメントといった農業機械を導入する機械導入事業の、大きく2つに分けられます。

制度の活用を行いたい方は、施設整備事業の場合は役場、農林振興課で相談を行い、役場は相談があった場合は検討、三者にて協議を行い、計画を作成し、早ければ翌年に建設を行うということになります。また、機械導入事業につきましては、農協と飼料基金契約を行っている方は農協で、飼料会社等と飼料基金契約を行っている方は、配合飼料安定基金協会を通じて本町のクラスター協議会へ申請することになっております。新しく畜産を始めるには多くの初期投資を行わなければなりませんので、制度の要件を満たし、活用できる制度につきましては御活用いただければと考えております。

以上でございます。

○5番（宮本昭一君） やはり、今、答弁がありましたように、新しく畜産を始める人については非常に初期段階で多くの投資を行わなければならないということでありました。やはり制度の要件を満たし、活用できる制度については活用いただければという答弁であったようでございます。それはそういうことでよろしく願いをいたしたいと思います。

次に、このクラスター事業の申請状況についてですけれども、どんな状況であるかについてお答えを願います。

○町長（東 靖弘君） 本町の畜産クラスター事業の申請状況についてでございますが、施設整備事業については、平成27年度から令和2年度までの期間に7つの実施主体で10件の牛舎、4件の堆肥舎、100頭の繁殖用雌牛が整備されております。事業費に対して、約4億9,000万円、補助金額は1億9,000万円となっております。

次に、機械導入事業についてですが、配合飼料基金協会を通じて大崎町畜産クラスター協議会への申請は48件の申請があり、44件が導入済みで、2件が辞退され、残りの2件は機械の導入待ちという状況でございます。事業費にして約1億3,000万円、補助金額は6,500万円となっております。農協のクラスター協議会への申請分ですが、平成28年度から令和3年度までの期間で131件の機械導入が完了しており、事業費にして約2億1,000万円、補助金額が約1億700

万円となっております。

以上でございます。

○5番（宮本昭一君） ただいま、町のクラスターの申請状況、農協の申請状況も後のほうで答弁をいただきましたけれども、やはり平成27年から令和2年度まで、やはり7つの事業者で10件の牛舎とか、あるいは4件の堆肥舎、それから100頭の繁殖用雌牛が整備されているというような答弁でございました。やはり、この機械導入については大崎町畜産クラスター協議会の申請というのは48件の申請があったということですね。そのうち44件が導入済みであり2件が辞退したというような答弁でありました。

農協のクラスター協議会の申請については、確か131件ということだったようでございます。導入が既に完了しているというようなことでの答弁でございました。クラスター事業で機械導入事業、いわゆるリース事業の窓口であるJAとの事業はうまくいっているように聞いているが、施設整備事業、いわゆるハード事業は申請してもなかなか駄目であるということもお聞きしているんですが、そこら辺についてお聞かせをいただければと思います。

○町長（東 靖弘君） 施設整備事業について、申請してもなかなか採択されないということで施設整備事業の要件はどうなっているかという御質問でございます。

まず、認定農業者であることが条件になります。それから、年齢が45歳未満であること。45歳以上は後継者が見込まれること。次に、建設予定地の周辺の同意が取れていること。次に、整備畜舎の規模に応じて増頭し、5年後に販売額10%以上の増加が図られるなどの成果目標を設定すること。それから、補助残のめどが立っていること。それから、青色申告であること。それから、法人化が見込まれること。法人化しない場合は、相当の理由が見込まれること。以上となっておりますが、以上の条件を満たすと申請することができるとなっておりますので、なかなか採択されないという事実はございませんので、新規就農者や増頭を計画されている方々には、まず担当課へ相談に来ていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○5番（宮本昭一君） ただいまの答弁では、なかなか採択されないという事実はないという答弁でありました。やはり、新規就農者が増頭を計画されている方については担当に来ていただければいいのかなというふうな答弁でございました。

それとですね、畜産農家の方が、農林水産省が出している事業のいろいろな情報を担当課は流してほしいと聞いておりますけれども、これについてはいかがですか。

○町長（東 靖弘君） さきの質問に戻りますけれども、なかなか採択されないというふうに伺っていると、それについての御質問であるんですが、新規就農者として、

あるいは後継者として畜産業、ほかの農業等を自ら事業をする場合に、将来にわたって経営が安定して農業をやってよかったというような形を取っていただくということが我々の望みでもあるし、経営指導に当たる普及センター、県、JAとかそういった望みであると思っております。

ですから、新規就農者の皆さん方には、最初の段階から普及センターでの複式簿記、あるいは農業の基礎づくりとか、そういったところをすべて指導するという体制は十分できておりますので、そういった新規就農をやっている方々に対しても、ただいまこういった条件がありますよということをお話しいたしましたけれども、指導を受ければこういう条件もクリアすることができますので、まず、そういった条件についてお知らせしていただきたいし、それに基づいて順調に経営がスタートできるような形が一番望ましいのかなと思いますので、是非そこらも議員さんのほうでもお話しただければ、非常に助かるなというふうに思っております。

農林水産省が出している事業の情報を担当課が流してほしいと聞かすが、どうかということでございます。ここは担当課長の答弁とさせていただきます。

○農林振興課長（上野明仁君） 情報の周知につきまして、農林水産省は様々な事業の募集を行っております。内容や条件が多岐にわたりますので、本町の畜産農家の方々に合った事業については周知を図ってまいりたいと思います。

以上です。

○5番（宮本昭一君） 畜産農家の方に合った事業については周知徹底を図りたいという、検討していきたいという答弁であります。ひとつ、そこら辺はよろしく願いいたします。やはり本町の畜産農家の方についてはそういういろんな情報を知りたいということをお聞きしておりますので、そこら辺はよろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、4点目の高齢産歴牛更新事業補助金の引き上げ見直しはできないかについてお尋ねをいたしたいと思っております。以前、繁殖雌牛更新の淘汰事業が実施されたことがあります、名称こそ違いますが、中身はそんなに変わらないと思っております。高齢産歴牛を更新し若い牛に替えるということは、本町の生産素牛を若返らせ、繁殖雌牛の繁殖効果を上げることになり、さらには市場での子牛価格も上がることにつながり、ひいては曾於全体での大崎町の価格のランクも上がってくるものと思っております。本年度は、この事業を町長が復活し、取り組まれたことは、私は本町の畜産振興に大いにつながっていくものと思っております。この事業が始まって日も浅いですが、以前は1頭当たり3万円だったと記憶しております。本年度の事業は2万円でございますけれども、これを引き上げることはできないかという畜産農家の要望をお聞きしております。これについてですね思い切っ

て検討する考えはないかお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） 高齢産歴牛更新事業補助金の引き上げ見直しはできないかという御質問でございます。

高齢産歴牛の更新事業補助金につきましては、本年度当初予算におきまして400万円の予算計上をし、1経営体で5頭以内として1頭当たり2万円を補助しているところでございます。

生産基盤の安定化を図る目的で創設した事業でありますので、引き上げ見直しはできるかどうかにつきましては、また財政状況等も考慮しながら検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○5番（宮本昭一君） これについては、ただいま答弁の中にございましたけれども、財政状況等を考慮して検討していくというようなことでございますので、これについては十分に財政課との打ち合わせもしていただいて、いい方向で検討していただきたいと思っておりますのでよろしくお尋ねをいたします。

次に、5点目に、全国和牛能力共進会対象牛導入保留事業補助金として、共進会に向けて町長の決意についてお尋ねをいたします。これについては、導入保留事業補助金と町長の決意を分けて質問をいたしたいと思っております。

まず、和牛能力共進会対象牛導入保留事業補助金についてお尋ねをいたします。この補助金については、本年5月9日に、曾於家畜市場において曾於地区1次予選会が始まっております。何回かの予選を経て本選に出品ということになるわけですが、出品されるそれまでの苦労は大変なものがあるかと思っております。

そこで、町長は、本年度、全国和牛能力共進会対象牛導入保留事業補助金150万円を計上されております。これは全国共進会に向けての導入または保留を促進するための補助金であるということのようですが、この補助金はどういう方法の内容で補助するのか。予選会が始まっておりますので、既に補助金を出しているのかもしれないませんが、そこら辺をお聞きいたしたいと思っております。

○町長（東 靖弘君） まず、全国和牛能力共進会対象牛導入保留事業補助金についてでございます。出品条件のある対象牛を農協の畜産技術員に選抜してもらいました。令和3年度が令和3年10月せり市から12月せり市までの間で13頭選抜され、1頭5万円の補助金で65万円を支出しております。令和4年度は令和4年1月せり市から4月せり市までの間で14頭選抜されておりますので70万円の支出を予定しているところでございます。

以上でございます。

○5番（宮本昭一君） ただいま、その方法については農協の畜産技術員に選抜しても

らったというようなことをございます。令和3年度から10月のせり市から13頭が選抜された、そして1頭5万円の補助で65万円ということであったようです。そして、令和4年度については令和4年1月せり市から4月せり市まで14頭が選抜されて、70万円の支出を予定しているという答弁であったようでございます。選抜の方法をいろいろと答弁いただきましたけれども、それについては了解をいたしました。それではもう1点お伺いをいたしたいと思ひます。

町長も全国和牛能力共進会にこれだけ頑張っておられるわけですから、鹿児島大会の共進会は和牛のオリンピックであります。これがいいチャンスだろうというふうに私は思っておりますが、大崎町の和牛日本一の名声を全国に高めていただきたいとこのように思っているところです。それに対して、共進会に向けての町長の決意をお聞きいたしたいと思ひます。

○町長（東 靖弘君） 10月に実施される全国和牛能力共進会に対する町長の決意表明を、ということをございます。第12回全国和牛能力共進会が刻一刻と近づいてきております。出品者の方々は精神的な重圧に耐えながら日夜一生懸命に飼育管理に努めておられるところをございます。8月10日に2次予選が曾於中央家畜市場で実施されます。

この2次予選会でいい結果が出ると、次は8月28日から29日にかけて鹿児島県の代表を決める厳しい選考会が待ち受けております。ここを乗り切ると、全共の晴れ舞台へ出場決定ということになります。

共進会は5年に1回開催される、大変大きなイベントでありますし、どこの県も一生懸命これに向けて頑張っておりますが、鹿児島県内の各自治体も全国共進会に出品できるよう一生懸命頑張っておりますので、本当にしのぎを削るという状況であると捉えております。大崎町から、なかなか全国共進会に出ておりません。大崎牛が出たということはずっと過去のことでもありますので、どうしても生産者あるいは関係者とか本当に出品できればという思いで一体となって取り組んできてるところをございます。

決意表明ですけれども、本当に10月に開催される晴れの舞台に立てるように、出品者を中心に関係者が総力を挙げて、ちょっと大げさですけれども、け死ん限り頑張りたいと思っております。

以上でございます。

○5番（宮本昭一君） ただいま、町長の決意として、晴れの舞台に立てるようにけ死ん限りで頑張るといふようなことを申されました。やはり、こういうけ死ん限りでやるというのはけっ死んでもいいわけですけれども、こういうけ死ん限りでやるという意気込みは非常にいいことだなということを感じております。本当にけっ

死ん限り頑張ってください。是非、これはそのように頑張っていたきたいと思いをします。

私は、先ほどの補助金は共進会だけでなくですね、近い将来、本町の和牛素牛の質を上げることにともつながってくるものと捉えておるところでございます。そしてまた期待もしております。そういうことでございますので、何もかもありますけれども頑張っていたきたいと思いをします。

それから、次に、2件目のくいの松原の観光対策についてお尋ねをいたしたいと思いをします。

まず、1点目の益丸海岸沿いの道路と一部駐車場に使われているところがあるが、拡充整備はできないかについてお尋ねをいたしたいと思いをします。海岸沿いの道路が数箇所、大なり小なりの凹凸があり、何とかならないかという要望を聞いておるところでございます。また、一部駐車場に使われているところもありますが、5月の大型連休には1日100人近くの、観光を含めた町内外の親子連れの方々が潮干狩りに訪れておられました。以前、白砂青松100選にも選ばれた青い松林、青松林でございます。美しい景観の海岸線を持つこの駐車場は何とかならないかという声も聞かれ、本町の観光の1つとして町内外から遊びに訪れる観光の面からも、道路と駐車場の整備拡充はできないか。なお、国定公園指定との絡みもありますけれども、いかがですか。そこら辺について答弁をお願いします。

○町長（東 靖弘君） くいの松原の松林を抜けて海岸に向かって左側の駐車場と松林と砂浜の境界部分を、菱田方面に延びている道路の拡充整備についての御質問だと思いますが、御質問にもございましたが、海岸の潮干狩りには毎年多くの方々が訪れてきておられます。大変にぎわいを見せているということは承知しております。

御指摘の道路の整備及び駐車場の拡充につきましては必要だなということはわかっておりますけれども、国定公園内ということで各種の規制がございますので、国・県等と調整が整いましたら適切な対応を取らせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（宮本昭一君） 私も、国定公園の指定については認識しておるところでございます。大崎町にはこんなすばらしいところがある、これを内外に売り出す観光の観点から、できたらきれいに整備することも必要だろうと思いをします。国・県と協議され、調整がついたら、できるだけ早く対応をお願いいたしたいと思いをします。打たぬ鐘は鳴りません。こういうことでよろしくをお願いします。

次に、2点目の周辺の松林に車の乗り入れ禁止の看板設置はできないかについてお尋ねをいたします。松林の中に、海岸の駐車場に駐車できない数台の車が止めて

ありました。松林内は自然に小さな松が生えております。松を傷めないためにも進入禁止の立て札が必要と思うが、この設置について町長の考えをお尋ねいたします。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問につきましては、担当課長の答弁とさせていただきます。

○企画調整課長（中野伸一君） 御質問の、松林内への車の乗り入れにつきましては、個人のマナー及びモラルによるところが大きいものと思われまます。白砂青松100選にも選定されまして、先人から受け継いだ、後世に残していくべき貴重な財産の保全という観点から鑑みますと非常に残念なことであると思っております。

先ほどの町長答弁と重なる部分もございますけれども、国・県等へ状況をお伝えして、調整が整い次第、適切な対応をとってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○5番（宮本昭一君） ただいま、企画課長から答弁をいただきました。せっかく生えた幼い小さな松が車に踏まれており、本当言いますと泣いております。そういうことで、幼木を守るためにも何らかの手だてが必要と思っておりますので、国・県との調整が整い次第、そこら辺についてはよろしくお願いをいたします。

次に、3件目の教育行政についてお尋ねをいたしたいと思っております。質問に入る前に、本年4月からの教育長就任、おめでとうございます。

それでは、まず1点目の教育長就任の抱負を問うことについてお尋ねをいたします。本年4月に、本町の教育長として就任されたところですが、まず、教育長就任の抱負をお聞かせいただきたいと思っております。

○教育長（穂園正幸君） まず、町議会議員の皆様方には、大崎町充実発展のため日夜御尽力いただいておりますとともに、教育の振興等に御理解・御協力をいただいておりますことに対し、心から感謝申し上げます。

さて、私は、去る令和4年第1回町議会定例会、3月25日の本会議におきまして、皆様方から御同意を得、4月1日付で教育長を拝命いたしました。大崎町の教育を預かる教育長という職責の重大さに身の引き締まる思いであります。私は、大崎がふるさとです。大崎で生まれ、大崎で育ち、大崎が大好きです。大崎で働けることを大変うれしく思っております。ふるさと大崎の教育のために、まことに微力ではありますが、これまでの教職あるいは教育行政等の経験を生かしまして、本町教育行政充実発展のために誠心誠意努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

それでは、宮本議員の御質問にお答えいたします。

教育長就任に当たっての抱負でございますが、教育は人なりと申します。教えるのも人、育てるのも人、学ぶのも人、育てられるのも人、教育はまさしく人づくり

であります。本町教育の推進に当たりましては、町教育振興基本計画の基本目標にありますように、人間性豊かでたくましく生きる、かがやく人づくりを目指し、前任の藤井教育長が取り組んでこられた「おおらか、さわやか、きわやかな大崎の教育」の成果を引き継ぎますとともに、歴代の諸先輩方が築いてくださった大崎町教育の礎をもとに、学校教育・社会教育の振興充実のために頑張りたいと決意を新たにしております。

特に、私は大崎町の学校教育・社会教育等の教育行政を推進するに当たり、子どもも大人も身に付けてほしい力が2つあります。1つ目が、自立力です。自ら立つ力です。主体的に立つ力です。それは、個人的な側面からの力であり、個人としての成長であります。これからの社会は、人口減少・少子高齢化の進行、グローバル化の進展、AIやIoTなどの技術革新等によるソサエティ5.0あるいは人生100年時代の到来、持続可能な開発目標SDGsの推進、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う様々な影響等、予測困難でめまぐるしく社会情勢が変化していく社会が予想されております。そのような社会でも幾多の困難な場面や新しい課題に出会っても前向きに取組、主体的に人生を切り開き、生き抜いていく力、それが自立力です。子どもも大人も身に付けてほしい力です。

2つ目が、社会力です。社会力とは、人と人がつながり、支え合い、高め合いながら、人のため、地域のため、町のために持続可能な豊かな社会をつくり出す力です。それは、社会的な側面からの力であり、社会を形成する一員としての成長であります。現代社会は、人々の価値観がものの豊かさより心の豊かさを、そして集団あるいは社会より個人の個性を重視する傾向が高まるなど多様化しております。また、人々が自由を求める中で地域の人と人とのつながりが弱まり、集落、自治公民館等、地域への帰属意識も低下するなど地域社会の脆弱化、子ども会、青年団、高校生クラブ、女性団体など社会教育関係団体の弱体化が進行し、高齢者や困難を抱えた親子など地域で孤立するという深刻な状況も生じております。このような現代社会において、ふるさとを愛し、おおらかな気持ちで人と仲良くするとともに、結いの精神を持って協力し、町や人のために持続可能な豊かな社会をつくり出す力、それが社会力です。これも、大人も子どもも身に付けてほしい力です。

教育行政推進に当たりまして、大きく自立力・社会力の育成に重点的に取り組んでまいりたいと考えております。

- 5番（宮本昭一君） ただいま、就任の抱負をお聞かせいただきました。その中で、やはり教育は人づくりであるということであったようです。そして、学校教育とか、それから社会教育の教育行政を推進するに、やはり2点ほど申されたようでございます。子どもも大人も自立力、社会力を身に付けてほしいという答弁でありました。

そのようなことで、就任早々ではございますけれども、大崎町の児童・生徒のために教育行政に全力で取り組んでいただきたいと思います。これについて何かありましたら、答弁願いたいと思います。

○教育長（穂園正幸君） 全力で児童・生徒のためにということで、いろんなことに全力で取り組んでまいりたいと思っておりますが、特に3点ほど考えているところでございます。キーワードは「つなぐ」ということでございます。

1つ目は、ICT活用で学びと情報をつなぐ。教育の情報かということでございます。御案内のとおり、国のGIGAスクール構想によりまして、一人1台のタブレット等が整備されましたので、これの有効活用を図ってまいりたいと思っております。

2つ目のつなぎは、幼稚園、保育園、小学校、中学校をつなぐということです。一人一人を大事にし、その子一人一人の学力面でありますとか、あるいは生徒指導面でありますとか、あるいは体力面である、そういう成長の様子をそれぞれの幼稚園、保育園あるいは小学校、中学校をつないでいくということでございます。

3点目は、学校と家庭、地域をつなぐということでございます。本町はコミュニティスクールのほうの導入をしておりますので、是非、このコミュニティスクールと地域学校協働活動を一体的に取り組みまして、学校と家庭、地域をつないでいきたいと、そのように思っているところでございます。

以上です。

○5番（宮本昭一君） ただいま、教育長のほうから「つなぐ」について3点ほど答弁をいただきました。やはり子どものいろんな教育については御苦労もあろうかと思っておりますが、この「つなぐ」でつないでいていただきたいと思います。

それと、ICT活用で後れを取っている生徒はいないか、また、使いこなせないなどないでしょうか。そこら辺をお聞かせください。

○教育長（穂園正幸君） 先日も持留小学校のほうの学校訪問がございました。この4月に、1年生が2名ほど入学したんですが、その2名の学習の様子を見させていただきました。そうしましたら、タブレットを、まだ2か月とちょっとしかならないところですけども、タブレットを使って朝顔の本葉の写真を撮ってございましたので、どちらかと言いますと、もう子どもたちのほうがスマホ世代でありまして、使いこなすスピードはすごく速いのかなと思っております。

ただ、入力作業とかそういうところでは技術の差が子どもたちにもありますので、そういうところは先生方がいろんな個別指導で寄り添いながら指導をしていらっしゃるようでした。

以上でございます。

○5番（宮本昭一君） ただいまの活用については、答弁をいただいたとおりでございます。

それでは、次の2点目の本町の学校教育をどのように捉えているかについてお尋ねをいたしたいと思います。就任されて日も浅いですが、前教育長との引き継ぎも十分なされたと思いますが、これからの本町の教育を、教育長としてどのように捉えておられるのかお伺いいたします。

○教育長（穂園正幸君） 本町の学校教育をどのように捉えているかとの御質問であります。学校教育の捉え方には様々な観点があるかと思いますが、これまで「おおらか、さわやか、きわやかな大崎の教育」を合い言葉に、学校教育も推進されておりますので、「おおらか」徳育の観点、「さわやか」体育の観点、「きわやか」知育の観点で捉えてみたいと思います。

まず、「きわやか」知育の観点であります。この「きわやか」という言葉は、日常あまり使われない言葉ではないかなと思っておりますが、意味はくっきり、はっきりという意味でございます。例えば、雨上がりの山並みがはっきり、くっきりと見える様子をきわやかと言っていいと思っております。そのように、子どもたちが何となくしかわかっていなかったことがはっきりわかるようになり、しっかりできるようになるということで知育の観点があると思っております。

知育では、やはり学力ということになりますが、学力を捉える調査といたしまして、全国で行う全国学力学習状況調査、県で行う鹿児島学習定着度調査があります。全国の調査結果を見ますと、小学校の国語、算数は、ここ数年、全国平均前後で推進しており、中学校の国語、数学では、開校以来、全国平均を下回っているものの、徐々に全国平均との差を縮めています。県の定着度調査結果を見ますと、令和3年度につきましては、小学校で国語、社会、算数、理科4教科とも県平均を上回っているようです。中学校では社会、理科、英語の3教科は県平均を上回っているものの、国語、数学は県平均を下回っている状況です。いずれにいたしましても、学力につきましては学校種、教科で若干差違はありますが、全国的には、全国、県平均の前後を推移している状況と捉えております。学校は勉強するところです。知能相応の学力を付けることが大きな学校教育の使命だと認識しております。

「おおらか」徳育の観点では、やはり生徒指導ということになります。児童・生徒に関わる大きな問題行動等は発生していないと捉えておりますが、生徒指導上における事案は、いつでも、どこの学校でも起こり得るという危機意識を持って対応しなければならないと考えております。

不登校につきましては、令和4年3月末現在で、令和3年度中に30日以上欠席している児童・生徒は、小学校で5名、中学校で12名になっております。令和4

年度に入りまして、昨年度から継続して不登校の児童・生徒は、4月末現在で小学生5名、中学生6名という現状でございます。複数の原因が考えられますが、中学校では主な原因といたしまして、無気力や学業不振などが多く、小学校では原因不明の登校しぶりが多い状況です。

いじめにつきましては、児童・生徒が心身の苦痛を感じているものと捉えて、1件でも多く発見し、それらを解消するという基本認識のもと、ひやかしやからかい、あるいは悪口等を含めて、令和4年4月末現在、小学校で認知件数10件、中学校2件でございます。生徒指導においては、児童・生徒一人一人をかけがえのない存在と捉えておりまして、子どもの心理や願いを受け止め、教師と子ども、及び相互の人的ふれあいのある教育活動を展開しつつ、家庭や地域、関係機関とも十分連携を図り、児童・生徒がのびのびと活動する機会と場を与えることが必要だと認識しております。

「さわやか」体育の観点でございますが、やはり体力、運動能力ということになります。体力、運動能力を捉える調査といたしましては、体力運動能力調査がございます。調査結果を見ますと、小学校においては、8種目中、男子が6種目、女子が7種目、全国平均以上です。中学校においては、9種目中、男女とも3種目が平均以上でした。小中学校共通して全国を上回るのは、ソフトボール投げ、ハンドボール投げの投球能力は高い傾向にあります。

一方、全国を下回るのは、小中学校共通して長座体前屈と、小学校男子と中学校男女が立ち幅跳びです。柔軟性と瞬発力、跳躍能力がやや低い傾向にあるようです。

体力向上につきましては、教科体育の時間をはじめ、縄跳び、ランニング、サーキット、チャレンジかごしまの取組など、全教育活動を通じて、今後とも計画的に継続して取り組む必要があると認識しております。

以上が、教育長就任以来2か月で捉えている本町の学校教育の概要でございます。

○5番（宮本昭一君） ただいま、教育長のほうから学校の教育の捉え方はいろいろな観点があるということを申されました。観点ではやはり学力だということのようでございます。

先ほど、学力については全国的には全国平均の前後を推移しているという状況の答弁でございました。これは、地方相応の学力を付けることはやはり学校教育の使命だということを申されたようでございますが、そのようなことでですね学校教育には一生懸命全力で頑張っていたきたいと、先ほども申しましたけれども、よろしくお願いたしたいと思っております。

それから、次の、3点目の児童・生徒の学校での衛生対策について伺いをいたしたいと思っております。本町においてはコロナの感染が止まるどころか、幅広い年齢層で

感染が拡大しております。感染が子どもにも広がる中で、これについては4月25日の南日本新聞の紙面で「口の衛生。感染を防ぐ」という見出しが出ておりました。教育長も見られたと思いますが、それを見ると、新型コロナウイルスは唾液腺にも感染し増殖するというふうに出ております。このため、感染者の唾液は大量のウイルスを含み、飛沫やエアロゾルとなって感染を広げ水液が感染の主役というふうになるために、うがいや歯磨きなど口腔衛生が感染拡大の重症化の防止につながると出ております。これについて、学校ではどのようにしているのか。いろいろな対策は取っておられると思いますが、特に学校給食の後のうがいや歯磨きは指導されているのか、どうなのかお尋ねいたしたいと思います。

○教育長（穂園正幸君） 児童・生徒の学校での衛生対策はどうしているかとの御質問であります。学校における児童・生徒の口腔衛生対策につきましては、以前からうがいあるいは歯磨きをむし歯予防として行っております。児童・生徒は、自宅から持参した自分の歯ブラシやコップを使用して、給食後等に歯磨きを行っているところであります。

そのため、教育委員会では改めて指導は行っていないところではございますが、特に、昨今の新型コロナウイルス感染症においてはうがいや歯磨きなどの口腔衛生が感染拡大や重症化の防止の1つとされているようであります。今後も、感染対策を含め、各学校と連携を取りながら児童・生徒の衛生対策に努めてまいりたいと考えております。

また、その他の衛生対策につきましても、令和4年4月1日に文部科学省から発出された、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルバージョン8の改訂版に従って適切に対応しているところでございます。

以上です。

○5番（宮本昭一君） ただいま、教育長の答弁の中で、児童・生徒の口腔衛生対策は以前からやっているということであらうかという点についてうがいや歯磨きの予防はしているということではございます。そしてまた、自宅から持ってきた歯ブラシやコップは自分で持参して使用しているということではございますけれども、指導はしていないということのようです。今後も、やはり感染対策を含めて学校と連携を取ってやっていきたいというような対策に努めてまいるといふ答弁でございました。

それではですね歯ブラシとかコップの保管状況についてお伺いいたしますが、それについてはどのようにしていらっしゃるのかお尋ねをいたします。

○教育長（穂園正幸君） 歯ブラシやコップの保管状況でございますが、これは学校によって保管状況は多少変わるかと思っております。児童・生徒数が少ないところは、小さな家で茶碗なんかを乾燥させたりあります、ああいう乾燥機の中に入れて保管して

おりますが、児童・生徒数が多いところは、歯ブラシと歯ブラシがひっついたりして衛生上好ましくないというようなことで、個人で袋とかそういうのにコップや歯磨きブラシを保管している状況であります。いずれにいたしましても、週末になりますと、金曜日あるいは土曜日ぐらいになりますと、子どもたちは自宅に持って帰って煮沸の消毒をすとか衛生の対策を取っているところでございます。

○5番（宮本昭一君） 歯ブラシとかの保管についてはその学校によると。生徒数の児童数によって違うというような答弁でございました。やはり衛生対策については非常に大事なことであろうかと思っておりますので、今後もよろしく願いをいたしたいと思っております。

それから、最後になりますけれども、次の、4点目のコロナの流行で子どもの健康に与える影響調査はどうかについてお尋ねをいたしたいと思っております。5月6日の南日本新聞の中で、新型コロナウイルスの流行が子どもの生活や健康に与える影響について、国立成育医療研究センターが調査したところ、小学校高学年から中学生の子どもの1割から2割に鬱症状が見られたことがわかったというふうに出ておりました。家庭内で抱え込む傾向も浮き彫りになり、担当者は正しく理解してSOSを出してほしいと出ておりました。調査は、無作為抽出の郵送で任意のインターネットで実施、その結果、郵送では小学校5・6年で9%。パーセントはもう時間がまいりましたので全部言うわけにはいきませんが、こういう症状はないかについてお伺いいたします。

○教育長（穂園正幸君） コロナ流行における子どもの健康に与える影響調査はどうかとの質問でございますが、現在、学校で不登校になったり体調の異常を訴えたりとか、あるいは鬱症状で病院に通ったりするという報告は現在聞いておりません。これらのことから、教育委員会といたしましては、現時点で子どもの健康影響調査をする考えはございませんけれども、今後も子どもたちの心のケア、体調に留意しながら、長期の臨時休業、あるいは学校行事等の中止が相次ぐなど、子どもたちの心理的・身体的な負担に影響を与える状況が起きましたら、その調査も検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○5番（宮本昭一君） 以上で、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（神崎文男君） ここで、暫時休憩します。11時20分から再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時11分

再開 午前11時18分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、1番、平田慎一君の質問を許可いたします。

○1番（平田慎一君） まずもって、藤井前教育長の12年の長年にわたる本町教育行政に対する御尽力に対し感謝申し上げ、まず、教育行政についての質問に入りたいと思います。

本町の教育行政の目指す方向性を問うという部分から入りますが、平成27年4月に、教育委員会制度は60年ぶりに抜本的な法改正が行われ、教育行政における責任体制の明確化や地域の民意とされる首長との連携の強化などが改革の柱で、権限と責任の明確化を図るという目的のもと、従前の教育長と教育委員長を一本化し、同時に、権限が大きくなる教育長に対し、チェック機能の強化という観点から教育委員から会議の招集を求めることができる規定が設けられました。

また、総合教育会議の開催や教育大綱の策定を行い、その過程で首長と教育委員会が十分に意思疎通を図り、より一層、民意を反映した教育行政を進めていくことが求められる制度に改定されたわけです。

教育は、本来、自治体にとって、そのまちづくりにとっても最も重要な政策運営の1つです。町長が教育に関する中長期ビジョンを示すことは当然のことであると思います。首長には予算権限があります。教育は予算なしにはできません。教育委員会が独立した執行機関であっても、首長は条例提案権、予算編成権、教育委員の任命権を持っており、法令の基づく権限を行使し、覚悟を持って取り組みれば、自身の教育ビジョンを実現することは可能です。そして、所管している行政分野の中には福祉、医療、まちづくりなど教育と深い関わりを持つものが多く、各政策分野を融合させながら、学校現場が生き生きとした教育活動ができるための条件整備を整えることが重要であると思いますが、そこで、令和2年から6年度の大崎町教育大綱と第3次教育基本計画を踏まえ、東町長が考えている教育行政の目指す方向性、及び町長と教育委員会との連携の在り方を、まずお示してください。

○町長（東 靖弘君） お答えいたします。

本町の教育行政の目指す方向性を問うとのことであり、平成18年に教育基本法の改正に伴い、地方公共団体は国の計画を参考にして、その地域の実情に応じた基本計画を策定するよう努めることとされたことから、本町では、現在、第3次教育基本計画を策定しております。また、平成27年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、総合教育会議を設置し、大綱の策定に関する協議などをすることが規定されました。これらにより、平成27年から本町も総合教育会議を設置し、毎年、教育長をはじめ、教育委員の方々を交え会議を開催しているところでございます。

このようなことから、本町の教育行政の目指す方向性については、総合教育会議で教育大綱を策定し、教育委員会では教育振興基本計画を策定しているところであり、現在、教育大綱、教育振興基本計画ともに、人間性豊かでたくましく生きる、かがやく人づくりを基本目標に、教育行政の推進を目指しているところでございます。

総合教育会議の内容につきましては、教育大綱の策定、本町の施策や予算についての説明のほか、委員から教育行政に関する取組や要望等についての御意見等をいただき、協議検討するなど、今後の課題解決に向けた会議となっております。

以上でございます。

○1番（平田慎一君）平成6年度までの教育大綱及び第3次教育基本計画、拝見させていただきました。また、議事録等もですね読ませていただきました。そういう部分をちょっと含みながらなんですが、本年度から新しく穂園教育長が新たに本町教育長に任命したわけですが、新教育長の選任理由及び信任に当たって、選任理由及び、町長が教育長に期待すること、この部分に関してお示してください。

○町長（東 靖弘君）教育長の選任理由及び期待することを示せという御質問でございます。

まず、穂園教育長の選任理由でございますが、1つ目は、教育分野のみならず幅広い行政分野を知り、調整する能力を持ち合わせているということであります。教育委員会の所掌事務は、学校教育のみならず、生涯学習やスポーツ文化、さらにはそれらの活動を通じた地域づくりまで多岐にわたっており、学校教育に関する知識と経験のみでは不十分であると思えます。その点、穂園教育長は、学校教育はもとより、社会教育分野や教育行政にも精通されており、人格も高潔であり、教育長としての資質、能力は高いと判断をいたしました。

2つ目は、本町の出身者であるということであります。穂園教育長は、大崎で生まれ、大崎で育ってきました。大崎のよさを肌で感じ、大崎に対し、大いなる愛着と誇りを持っている方だと思えます。私の教育に対する基本的な考えは、学校、家庭、地域が連携して大崎の子どもは大崎で育てることであります。地域社会と関わりながら、夢、希望、志を持った子どもたちが成長し、大人になったときには何らかの形で大崎町に貢献できる人を育てていきたいと考えています。その筋づくりをするためには、大崎町の人や地域のことを十分理解されている穂園教育長は適任であると思えます。

次に、穂園教育長に期待することでございますが、地方行政自治体が複雑化・高度化する中で、教育界においても教育の問題が教育界だけで解決できる時代ではなくなり、学校においても開かれた学校づくりが求められたり、教員以外の様々な専

門家との協働が求められたりするなど、外部機関との連携・協働が鍵となる時代であると認識しております。また、教育制度自体、矢継ぎ早に改革がなされ、これに加え、行政分野の動向を的確に抑えて教育行政と連携させることが必要不可欠であります。

教育行政が抱える課題は多々ございますが、教育長には、これまで蓄積された経験や知識、センスを遺憾なく発揮して多様な機関等との連携も視野に入れ、子供たちの生きる力や社会力を育む取組を進めるとともに、教育大綱の基本目標である、人間性豊かでたくましく生きる、かがやく人づくりを目指し御尽力いただきたいと考えております。

以上でございます。

- 1番（平田慎一君） 確かにですね町長の言われるとおり、我々も任命については、その職歴等を見させていただきましたが、職歴・経歴等は本当に申し分なく、また、ほかの在任期間中も、本町に対してもいろんな講師として、町民に対して講話等もされておりますよね、穂園教育長がですね。長生きの秘訣はATMとかですねちょっと見させていただきましたけど、そういう部分に対してもいい人選だったのかなというふうに私も思っております。

次に、教育全般に係る教育長としての取組、考え方について問うてまいります。平成23年、前教育長、藤井教育長の就任時、本町の学力は停滞しておりました。これは、令和2年12月議会の私の一般質問で、児童・生徒の学力調査の推移はどうなっているかの答弁の中での発言でもございましたが、中学校開校当時、県の平均からマイナス10点だったのが、徐々に改善され、県の平均に若干劣る程度となっている。これは、先ほど教育長も若干補足で現状を説明されておりましたが。課題点が家庭での学習力、家庭での教育であると認識し、改革・改善に向けて取り組まれ、子ども10箇条や親10箇条、家庭学習の手引などに注力し、その結果として全国学力学習調査結果にも出ておりますが、県の平均に届くようになってきております。最新の大崎町議会だよりの最終ページを見たかわかりませんが、最終ページに載っておりますが、「町民の広場」に掲載されておりますが、大崎中学校では学びの学級という、生徒たちがお互いに教え合う勉強スタイルというのがあるらしくて、これを通じて学びの楽しさや自主的に学び合う相乗効果になっていると、親御さんの文章が載っております。そのほか、教職員の学力向上プロジェクト、小中学校の連携事業、夏休みの学力向上プロジェクトや指導力向上の取組を行っております。

このような事業、これは藤井前教育長の取組ですけれども、この踏襲も踏まえてどのように引き継いでいくのか。また、課題として家庭教育週間等の授業参観、授

業を見てもらいたい、そして、まだ現況として親の意識が低い、少しずつでもいいから家庭の教育力を高めていきたいというふうな答弁をされておりましたが、その分の意味合いも含めて、穂園教育長は、職歴、そのキャリアでも大隅半島、そして県と鹿児島市内の中心的な学校の要職も経験され、地域による家庭教育の意識の違い、考え方の違い、取組方の違い、この部分をよくわかっているのではないかと思います。その部分の御認識も踏まえて、教育行政、学校教育、社会教育に対する両方の部分も踏まえてですね考え方を、まずお示してください。

○教育長（穂園正幸君） まず、前教育長の踏襲についての考えはどうかとの御質問であります。御案内のとおり、先ほどもありましたが、藤井前教育長は10年6か月の長きにわたりまして本町教育行政の推進のために御尽力いただいたところでございます。

特に、「おおらか、さわやか、さわやかな大崎の教育」を合い言葉に、大きな心で思いやりがあり、明朗誠実な人、強い体と気力に満ちた心身ともに健康な人、夢の実現に向け、生涯学び続ける、輝きのある人づくりに取り組まれてこられました。この間の学校教育の主な功績や成果につきましては、町内3中学校の統合、あるいはコミュニティスクールの導入、フッ化物洗口の実施、歩いて登下校の呼びかけ、学校管理職住宅の新築、ICT端末機器の整備、学校施設の改修などが上げられます。

また、学力につきましては、先ほども宮本議員の質問でも答弁いたしました。学校教科ごとに若干の差違はありますが、全体的には全国・県平均の前後を推移するまでに高まってきたと言えます。

また、生徒指導面におきましても、中学校統合の頃は問題行動等も多かったと聞いておりますが、大分落ち着いて、学習活動に取り組んでいると考えております。

社会教育の主な功績や成果につきましては、文科省補助事業である人権教育総合推進事業の取組をはじめ、国民文化祭の開催、国体の誘致、横瀬古墳二重集合の発見、社会教育施設の整備等が上げられます。

これらの成果等につきましては、継続して取り組むなど踏襲してまいりたいと考えております。

一方、課題とも言える、確かな学力のさらなる育成、あるいは不登校の改善、体力運動能力のさらなる向上、あるいはICT活用の充実、幼保小中の一貫した連携推進、コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体化、人生100年時代の生涯学習・生涯スポーツ、読書活動の充実、町史編纂等につきましては、これまでの推進の在り方、さらに工夫を加えて改善できるところは改善しながら取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 先ほどの同僚議員の質問の中でも答弁されております、教育は人なりという考えで、方向性としては自立力、社会力を2つの柱として持っていくという、取組内容としては3つの「つなぐ」という部分でですね学びと情報をつなげ、幼保連携、学校と家庭と地域をつなぐということでですね方向性、取組という形で先ほど答弁されておりましたが、この中で、ちょっと1つだけ、学校と家庭と地域をつなぐという部分がございますが、具体的に、今、どのような考えでしていくのか、お考えなのかというのをちょっとお聞きして、お示しいただきたいと思っております。

○教育長（穂園正幸君） 先ほど、学校と家庭と地域をつなぐということで、町内すべての学校7校が学校運営協議会制度を導入しております、いわゆるコミュニティスクールを導入しているところでございます。

コミュニティスクールとは、学校と保護者、あるいは地域住民ともに知恵を出し合って学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えて地域とともにある学校づくりを進める取組でございます。

また、併せまして、社会教育の側面からは、以前、学校応援団というのがありました、地域の人々が学校の授業の中に出かけていたり、あるいは奉仕活動であるとかボランティアであるとか、そういうような部分があったのですが、このコミュニティスクールと地域学校協働活動を一体的に取り組みまして、地域の子どもは地域で育てる、今までもそういう伝統があるんですが、さらにいろんな、子育ての済んだ方々も地域の方々も、子どもたちに目を向けていただいて、学校と家庭と地域がさらに一体的になって子どもたちの教育のために取り組んでいただけるように思っております。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 今、この部分を質問したのはですね、町長の答弁でも、先ほど学校と家庭と地域をつなげていく、連携をしていくという町長の答弁がございましたので、あえて聞かせていただきましたが、いい方向で進めていっていただきたいというふうに思います。この部分も注視して見ていきたいというふうに思います。

次に、学力向上の課題についてどのように取り組んでいくかなんですけども、これ、鹿児島県公立高等学校入学選抜学力検査が県の教育委員会から出ておりますが、この中の目安点未満の地区別状況に記載されておりますが、県内を7つのエリアに分けられたデータであり、鹿児島、南薩、北薩、始良、伊佐、大隅、熊毛、大島と分けられております。その中でですね大隅が常に最下位なんですよ。この目安点というのがですね基礎的内容の設問の合計点でありまして、それより低い点の総数

が、県内で大隅が最下位ということなんですけども、全体的に低いということなんですけども。この部分はですね藤井前教育長にも一回質問したことがあったんですが、私が特に危惧している部分でもございます、学力の部分でですね。無論、少子化による生徒数の減少や公立高校の統廃合や私立への入学、県都や都市部への流入など、そのような背景も踏まえ、穂園教育長の考える学力向上への取組についての考えをお示しいただきたいというふうに思います。

○教育長（穂園正幸君） ただいま、学力向上の課題について、どのように取り組んでいくかについてでございますが、学力向上の課題につきまして、3点あるのではないかなと思っております。

1つ目が授業の改善、2つ目が演習問題の計画的な実施、3つ目が、先ほども申し上げましたが、ICTの有効活用でございます。

それぞれの課題に対する取組ですが、授業改善につきましては、学力検査の結果から児童・生徒の実態を正確に把握するとともに、学力向上サイクルに基づき指導方法の改善、学習評価を繰り返し、児童・生徒に確かな学力を育成するための授業力の向上に努めていきたいと考えております。

演習問題の計画的な実施につきましては、ポイントを絞った演習問題に取り組みせたり、児童・生徒ができなかった問題をできるようにするまでの見届けをしたり、大隅教育事務所が作成する「よかもん」というのがありますが、その「よかもん」や鹿児島県教委が作成する学力向上ウェブ問題などの演習問題に取り組みさせて、補充指導、別指導をして充実を図ってまいりたいと思います。

環境整備につきましては、一人1台のタブレット端末や電子黒板等が整備されておりますので、学力向上につながる有効活用を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） ICTに関しては最近のメディアの新聞等にも出ておりますが、間違った使い方等も含めたですね問題等も、今、提起されております。特に都市部はですね、いじめ問題につながっている部分もございますので、その辺はちょっと注視していきながら、指導を徹底していきながら、使い方というのは考えていっていただきたいなというふうには思います。

次に、学校統合、学区の見直しについてお考えを伺っていきます。小学校統合についての現況認識と対策、そして検討しているかも含めてお聞きしていくんですが、この少子化の中、生徒数の激減の現況は、本町だけではないですよ、どこの市町村もなんですけど、厳しい状況です。学校維持を考えると、大体1クラス、1学級最低大体20名程度が望ましい数字だというふうにいわれておりますが、その数字をクリアしているのは、本町では大崎小学校だけなのが現況です。無論、学校再編に

については、福祉や地域コミュニティの観点からも、教育分野だけではない多面的な検討が必要であるとも考えますが、この問題は避けては通れない問題でもあります。課題や今後の方向性も踏まえて、町長の御認識、考えを、まずお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） 学校統合、学区見直しについて問うとの御質問でございます。現在、町内の小中学校は、1中学校、6小学校で、児童・生徒数は、4月6日現在で小学校に591人、中学校に296人、計887人在籍しております。

これまで学校統合の検討については、平成19年度に教育委員会に大崎町立学校の在り方検討委員会の設置をし、委員に議会代表、教育委員会代表、小中学校の校長と保護者代表及び公民館長の39名の方々に検討されました。検討の結果としましては、中学校については、早い段階で1校に統合を進めることが望ましい、小学校については、立小野小学校を除き、当分の間は諸推移を見守りながら検討していくとのことでありました。

小学校の統合につきましては、各学校が文化や地域づくりの拠点としての役割や心のよりどころとしての役割なども担っていることから、今後、地域住民の方々から何らかの要望等がございましたら検討すべきものと考えておりますので、現段階では小学校の統合についての考えはないところでございます。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 現状、ないということなんですけれども、生徒数の激減による複式学級がどんどん多くなっている現状とかですねそういう部分を踏まえてなんです。平成9年に、通学の弾力化の通知が文科省から出されております、大分さかのぼるんですが。市町村教育委員会において、地理的な理由や身体的な理由、また、いじめの対応を理由とする場合のほか、児童・生徒の具体的な事情に即して相当と認めるときは、保護者の申し立てによりこれを認めることができるとなり、いわゆる子どもたちが行きたい学校を選択し、夢を実現させる機会や切磋琢磨する機会を保障することというのが、弾力化の通知の内容になるんですが。そのような部分では、本町も、各校、特色を出せる校風をつくり、選べる状況や、民間、私立の誘致や小中一貫校の設立、誘致も考えていくべきであるのかなというふうに思います。

先ほども幼保連携とかですねそういう部分の答弁等もございましたが、これは幼児教育等も含んだ部分で、今、言っているんですが、そのような手法も考えていかなければならないのではないかなというふうに思います。そのような部分は町長としては考えていらっしゃるのか、民間の活用という部分ですね、どういうふうに考えているのかお示してください。

○町長（東 靖弘君） 学校統合のこと、あるいは民間の活用、私立とかそういったと

ころの誘致とかいろんなことを含んでいると思っております。現段階で各小学校においては適当な児童数が在籍をしております。1学年ごとにとると非常に少ない人数で、1年から6年までするとそんなに多いわけではありませんが、現段階では学校教育としては授業ができていくという状況だと判断をしております。

平成19年に学校の在り方検討委員会をつくったわけでありましてけれども、1校だけ、先ほど立小野小学校のことにも触れました、立小野小学校がどうしても児童数が少なくなってきたということで、大崎町において、通称、特認校制度、法律的な名称はほぼ近いとは思いますが、特認校制度を設けることになりました。その中で大崎小学校から立小野小学校に3名の子どもだったり、あるいは6名だったり9名だったりという形で立小野小学校に通学するという形で決定して、そういうことが6年から7年間にわたって通学していきました。立小野小学校の地元の子どもたちは2人とか3人しかいなかったわけですので、どうしても地元として学校をなくしたくないという地域の方々の意見がかなり強かったと判断しております。何回も何回も学校統合に反対ということで、そういう要望に来られたいきさつもありましたので、特認校制度がつくられたということで。その当時、総勢10名ぐらいの児童数になりましたので、立小野小学校自体も非常に活力が生まれて、そして、子どもたちも自然豊かなところで勉強をしてということで非常に感性の高い、そういった期間ではなかったのかなと思っております。その学校に通ったのは大崎小学校1校だけでした。しかも、6年生になってくると地元に戻ってくる、元の学校に戻ってくるというような状況も見られましたので、やはり教育力のこととかがあったのではないかなというふうに思って、今、立小野小学校のことをお話したところでございます。

小中学校の一貫教育とかいろんなことが社会ではあるわけでありましてけれども、本町においては、今、現状の小学校の6校の体制は維持していきたいという考え方でありまして、持留小学校が一番人数が少ないですので、こちらのほうから、また、地元の皆さん方々からそういった意見等が出てきたら、それは前向きに検討していきたいと思っております。

小中一貫校とか非常に全国的にも、教育制度が改正されて、そのことが全国の自治体で進むようになってきておりますけれども、やはり、本町の場合に、できれば、小中一貫校というのは中学校が1校、小学校が1校になって、そこでそういう形でできることが望ましいのかなというふうに思っておりますが、現時点で小中一貫校ということとはちょっと難しいのかなという考え方でありまして。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） この部分は何で言うかという部分も含めて何ですが、お隣の志

布志市なんかは幼稚園、保育園なんですけれども、横峯式という形です。ね生徒数が増えている保育園がございまして、これは、よそからも結構いらして人口が増えている部分にも寄与している部分もございまして、こういう民間の部分も活用しながら、本町も進めていく部分もあるのかなということでもちょっと御質問させていただいた部分でございまして。

学校区の見直しについてはですね、それがいいのか悪いのかと言うのは私もはっきり申しませんが、申しませんというか、やっぱり最小単位の校区というのは残していくべきだろうというふうには私も思っております。だから、それをいかに残していくかという部分で、地域の皆さんとよくよく考えながら、話し合いをしながら、今、町長の答弁もございましたが、進めていただきたいなど。でも、先では不透明な部分ではあると思います、この部分ではですね。今後、また注視していきたいと思っております。

大崎町で育つ子どもたちが最終的に、夢を描き、夢を実現できるような環境づくりを教育の現場とする。地方に住んでいても都会に住んでいても学習に差があってはならないし、ましてや経済的理由で受けられる教育に差があってはならないと思います。未来を担う子どもたちへの今後の本町の教育行政、改革も含め、町長、教育長と密に連携し推進されることを、穂園新教育長の就任に当たりまして御期待申し上げます。

続きまして、防災・減災対策について進んでいきます。

消防団員の減少対策及び各分団の出動状況はどうなっているかという形で質問のほうに出しておりますが、2021年4月時点、3年連続で1万人減、消防団員、過去最少、これ、今、報道機関でいろんなところで出ておりました。消防団員の減少に歯止めがかからない。地域防災の担い手をどう確保するかが全国的にも喫緊の課題であり、これは1954年に200万人を超えていた全国の団員が、90年代には100万人を割り込み、昨年は80万4,877人まで減少しています。少子高齢化が大きな要因であると思いますが、サラリーマンの増加などで、平日の日中も出勤する消防団に参加可能な人が減ってきているのが現状です。

また、消防団に対する住民の意識の関心が低下しているとも指摘されています。地域住民によって構成される消防団は、すべての自治体に設置されており、火災発生時の初期消火や災害時の避難誘導、救助活動などを担う、地域防災力の中核であり、まして近年は災害が頻発・甚大化し、消防団の役割が一段と重みを増しているだけに、団員の減少が続く現状は看過できない状況です。

そのような中で、本町の消防団の現状認識とその対策について、どのように考え、また、どのような取組を行っていく考えなのかを、まずお示してください。

○町長（東 靖弘君） 消防団員の確保につきましては、少子高齢化の進展や国民意識、社会環境の変化に伴い、全国的にも非常に厳しい状況であり、重要課題の1つでもあります。

本町の消防団員数の状況を申し上げますと、令和4年3月31日現在で、条例定数の240名に対して222名であり、92.5%の充足率となっております。

消防団員の確保対策といたしましては、町の広報紙等による募集や各分団による勧誘などの基本的な取組のほか、本年4月から、消防団員の処遇改善を目的とした出動報酬等の見直しを行ったところでございます。また、女性消防団員の確保や役場特設分団の活動により、消防団員の不足解消や負担軽減にも寄与しているものと認識しております。

消防団員は、地域の消防・防災体制の中核的存在でございますので、今後とも消防団の充実・強化に向けて、引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に、各分団の出動状況でございますが、こちらにつきましては担当課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） 参考までに、消防団の出場状況についてお答えをさせていただきます。

なお、御承知のとおり、消防団員の方々の活動というのは多種多様でございます。火災のほか、訓練、警戒、点検、会議等そういった活動をされております。

ここでは、火災の出動状況についてお答えをさせていただきます。なお、火災については年度によって発生する件数であったり、あるいは発生する場所が異なっておりますので、必然的に各分団の出動状況というのにも影響を与えることとなりますので、その点については御理解を賜りたいと思います。

それでは、令和元年度から令和3年度までの3年間の合計の数値を御報告させていただきます。まず、中央分団でございますが、出動回数が28回、出動人員が421名ということになっております。次に、大丸分団でございますが、出動回数5回、出動人員は75名です。次に、菱田分団でございます。出動回数が4回、出動人員は83名でございます。中沖分団、出動回数が5回、出動人員は66名でございます。持留分団、出動回数6回、出動人員27名。野方分団、出動回数10回、出動人員164名。最後に、役場特設分団でございますが、出動回数15回、出動人員155名ということになっております。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 確かに消防団の団員の部分については、3月議会で補正で、国のほうからも報酬、災害復旧などに出動した際の引き上げ等も行いました。一般団員の年間報酬も含んでおりましたが、減少対策としてですね。減少している20代、

30代の入団の減少傾向がやっぱり顕著であるというふうに全国的にいわれております。一方でですね女性団員が増加している。ここはやっぱり注視していく部分なのかなというふうに思います。

もう1つ、増員の対策として、勤務時間内に限定して消防団員として活動していただく、機能別消防団員制度というのがありますよね、サブ的な部分で、国の部分であるんですが、これは本町としては創設はされていない理解でよろしかったですか。

○町長（東 靖弘君） ただいまの御質問に対しては、大崎町においては導入していないということであります。

○1番（平田慎一君） やっぱり減っている部分でですね、この機能別消防団員というのはサブ的な部分で、国も推進しております。既存の消防団員のすべての活動をやるわけじゃなくて、その補助的な部分で特化している部分でございますので、こういうのも活用しながら、あと、消防団を退役された方でボランティア的なものも含めて活動できるような仕組みをつくっていったりするのも1つの手なのかなというふうに思います。

消防団活動というのは消火活動だけではなくて、訓練、警戒、点検、会議、様々なやっぱり出方が結構多いですね。だから、こういう部分じゃなくて、地域の防災活動、防災組織的な部分の、地域のコミュニティの部分の活動も加味しながら、そういうのも活用できるような仕組みをつくっていくのが、団員数を増やす1つの方向性なのかなというふうに思います。

消防団員が昼夜を問わず、危険な活動を伴い、その活動に見合えるような処遇の改善が必要であり、その中で、本町でですね、先ほどの出動回数の数も言いましたが、中央分団がやはり突出して一番多いわけです、人口がいっぱい集中しているわけですから。その中央分団の建て替え、移設の必要があるのではないかと、多分、これは町長も十二分に認識されて、考えている部分であると思うんですが。ただ、移設整備するだけではなくて、防災拠点の整備、複合的な施設として、中心的な役割を持つ施設として整備すべきだと思うのですが、その町長の御認識をお伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） 中央分団の詰所の建て替え、移設についての御質問でございます。中央分団の詰所は、昭和54年12月に建設され42年が経過している施設で、大規模災害時において十分な標高が確保できていないという状況でございます。消防団詰所は、いつ起こるかわからない災害に備え、地域の安全確保や防災力の維持を図るための防災拠点として重要な役割を担う施設であります。

現段階では建て替えや移設の具体的な計画はございませんが、今後、災害対策本

部としての機能を有している役場本庁舎の在り方と併せ、総合的に検討していかねなければならないと考えております。

以上でございます。

- 1番（平田慎一君） 是非ですね早めに取り組むような方向性を打ち出して、考えていって進めていっていただきたいなというふうに思います。

特に、ちょっと低い土地の位置でもございますし、そういってしまうと、確かに滞留の部分も低いし、水が溜まってしまうという現状もございます、ほかの消防団のところも老朽化している部分もございますが、その部分も考えながらやっていただきたいなというふうに思います。

- 議長（神崎文男君） 次の2番からは午後からということで、ここで昼食のため、暫時休憩します。午後は1時から再開しますので、よろしく申し上げます。

-----○-----

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

-----○-----

- 議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き再開いたします。1番、平田議員の質問を続けていただきます。

- 1番（平田慎一君） 午前中に続きまして、次に、コロナ禍による救急隊員の現状認識と対策を問うということで質問してまいります。

新型コロナウイルス感染拡大に当たり、全国の消防職員は新型コロナウイルス感染症患者や感染が疑われる傷病者からの緊急要請に対応し、処置や搬送の任務に従事しています。傷病者に最初に接触する任務を担っており、コロナ禍において社会の機能を維持するために最前線に立つ、医療行為も行うエッセンシャルワーカーと位置づけられます。同じように、感染症患者と接触し対応を行う医師、看護師等の医療機関職員に関しては、感染リスクにさらされる職務の負担が社会的に注目され、ケアや対策の必要性がマスメディア等で大きく扱われ、医療機関職員には新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金が国から支給されています。

その一方で、救急活動を担う消防職員には社会的関心が寄せられておらず、現在も終息が見えない中で、全国の消防職員は陽性患者や感染が疑われる者への対応に従事し、特に直近の第5波では、搬送困難事例の増加が目立ち、救急現場の負担が大きかったことがうかがわれます。これは、第2波流行時、これは2020年8月に実施した名城大学、筑波大学も名前が連名で出ておりましたが、の調査では、消防職員は新型コロナに起因する様々なストレスを抱えており、感染危機手当や装備の確保など、望まれている対策が明らかにされました。新型コロナが流行し始めて

から3年近く経過した現時点までに、現場では様々な工夫や対策が取られてきたものと思われませんが、実際に消防職員のストレスや待遇が軽減されているのか、また、どのような課題があるのかを検討し、改善することが必要と考えられますが、町長の御認識をまず伺いいたします。

○町長（東 靖弘君） まず、コロナ禍における救急隊員の現状についてでございます。救急隊員は、新型コロナウイルスの感染患者や感染が疑われる傷病者からの緊急要請に対応し、処置や搬送の任務に従事していただいております。コロナ禍において社会の機能を維持するために最前線に立って業務を遂行されております。

救急隊員は、救急活動時は感染防止対策のためゴーグル、N95マスク、上下の感染防止服を着用しなければならず、また、隊員自身が感染に対する不安を抱くなど、相当の心身の負担があるのではないかと認識しております。

次に、対策でございますが、新型コロナウイルス感染症対策に従事した消防署員の処遇改善を図るため、消防庁からの通達に基づき、令和2年度から、大隅曾於地区消防組合では防疫等作業手当を支給しているところでございます。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 大隅曾於地区消防組合では作業手当が支給されているということなんですけども、そのほかの待遇改善について、ちょっと御質問したいんですが。病院医療関係者はですね、これは福祉も介護も含みますが、あと教育関係者などですね、目に見えやすい部分は私たちも気付きやすいんですけども、救急活動を行う消防職員の現状、現況も理解し、対策を考えるべきだと考えます。本町にも大崎分署があります。出勤件数に対して適切な人員数なのかですね。大隅曾於地区消防組合各個別の出件数も検証すべきであり、コロナ禍の搬送で鹿児島市内まで長距離搬送も多くなっているようです。長時間、感染リスクを負うわけですから、危険や不安が伴います。自身の感染だけではなく、同僚や家族の感染に強い不安を抱えています。

実際、消防団員のほとんどが子育て世帯が多いと思います。コロナ患者を搬送した後は自宅に帰っても、室内に入らず、外でキャンプ用のテントを立てて寝ているそうです、現状。緊急隊員だからこそ、子どもや家族に移さない、ましてや、そこから周りに感染させるわけにはいかない、これは使命感なのかもしれませんが、それが何日も続くわけですから、さらなる心身ともに負担となるのは明らかです。せめて宿泊所を設置、自宅待機になった際の宿泊用の場所の準備をしてやるとかですね最低限必要であるのではないかと。また、現場の意見を吸い上げる仕組みづくりも待遇改善として努めていただきたい。その意見を、是非、曾於地区消防組合の中で大崎町長として意見、具申して改善を求めていただきたいが、町長のお考えをお示

してください。

○町長（東 靖弘君） 議員から御説明いただきました消防職員の現状につきましては、初めてお聞きしたところでございます。今後、消防組合への事実確認を含め、組合の構成団体である曾於市、志布志市と情報共有し、消防職員の適正な労働環境の在り方について協議してまいりたいと考えております。

○1番（平田慎一君） 是非ですね、そのように人員の部分も含めて抜本的に考えていただきたいなというふうに思っております。国としても、この提言の中でもあります、感染防護機材の改良とかですね、あとPCR検査も医療関係者、介護関係者、学校関係者の後に救急隊員というのはされるらしいです。やっぱり、一番最初に現場で患者さんと会うのは救急隊員なので、やっぱりそのような優先順位も考えて、その辺の意見も具申していただきたいなというふうに考えております。あと、その部分はまた町長にお願いして、よろしくお願いたしたいというふうに思っております。

次に、災害対策、地震・津波の対応・対策についてお伺いたします。政府の地震調査会、これは新聞等でも多分見ていると思いますが、巨大地震が想定される南海トラフに隣接する日向灘や南西諸島で新たにマグニチュード8の巨大地震3タイプが起き得るとする30年間の長期評価を公表しました。これは東大の名誉教授が確か座長だったと思いますが。また、政府の地震調査研究推進本部によると、鹿児島県東部地域は日向灘地震で被害を受けるおそれがある。これは1961年の日向灘の地震、マグニチュード7.0のときにですね大隅半島、特に大崎町、志布志市で死者や家屋全壊などの被害が生じました。志布志湾沿岸などのやや弱い地盤の場所では地震が発生した場合には、他の地域より揺れが大きくなる可能性があり、出水市を除いた県内の42市町村は南海トラフ地震で著しい地震災害を生じるおそれがあり、南海トラフ地震災害対策推進地域に指定されています。

また、本町をはじめ、太平洋沿岸部市町はすべて、南海トラフ津波避難対策特別強化地域に指定されており、市町村も基本計画を含む推進計画が策定されていると思いますが、本町の対策状況をお示してください。

○町長（東 靖弘君） 防災対策の基本的な考え方は、日頃から災害に備えることや早めの避難を行う自助、地域で協力し、助け合う共助、行政や消防、警察等による公助の三助でございますが、大規模災害発生時には、まず自助・共助の力が重要であると考えております。私たちは、自分の命は自分で守るということを念頭に、地域における被害の拡大防止や軽減を図るため、平時から災害の備えを行うとともに、災害時には自主的な防災活動に努める必要があります。

このようなことから、本町では、津波・地震対策といたしましては例年津波避難

訓練を実施しているところでございます。この訓練は、南海トラフ大地震による大規模災害を想定した大崎町地域防災計画書に基づく避難対策等を検討するもので、町民の皆様が避難経路や避難場所の再確認や要支援者の避難対策の検証、確認を行うことを主な目的としており、訓練を通して町民の防災意識の高揚と知識の向上を図っているところでございます。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） 大崎町防災計画の中で進めているということで認識しておきます。

次に、避難訓練状況を、ちょっと今、町長も若干答弁しておりましたが、避難訓練状況の近隣市町との連携状況についてちょっとお尋ねするんですが、防災タワーは、肝付町、東串良町には整備済で、志布志市も菱田川河口の押切地区、ちょうど本町の飛び地にもなるところですが、整備すると本年度、発表しておりますね、もう予算が付いておりました。100名ほどの避難ができる場所ということでしたが。

本町においては大丸小学校の屋上を防災タワーとしての昨日で整備済だと思いますが、東串良町もそのような整備をされていますが、そのような認識なのか。また、近隣市町との連携、共同使用等もできるのか。併せて、避難訓練等を行っていると思うのですが、本町の状況はどうなっているのか、今、ちょっと町長は触れましたけれども、どうなっているのか。その部分に、さらに近隣市町との共同訓練等、そういう部分は行っているのか。または行わないのか。そういう部分も含めてお聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 津波避難訓練につきましては、志布志湾岸全域を対象として自主防災の観点から避難訓練の参加の呼びかけをしておりますが、避難訓練の参加につきましては各自自治公民館の判断に委ねているところでございます。

また、近隣市町との連携につきましては、町境を越えての避難所の利用をはじめ、人的支援なども相互に行う災害時の相互応援協定も締結しているところであります。

○1番（平田慎一君） 避難訓練に、今、町長が触れましたけれども、一部沿岸部の集落ですね、防災訓練の案内が来ていないところがあるんですが、沿岸部の448号線、大丸のほうの集落及び菱田のほうの集落は、皆さん案内が来ているんですけども、下益丸と迫郷ですよ、大崎校区の部分、この集落だけは海岸沿いなんですけども、自主防災扱いになっております。案内が来ていないようなことの連絡も伺っておりますし、そういう部分の連絡や活動状況、案内、そういう部分に関してはどのような認識なのか、再度お聞きいたします。

○町長（東 靖弘君） 案内がなされていないということでございますので、その点に

つきましては総務課長の答弁とさせていただきます。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

地域住民の方々の津波避難訓練についてでございます。これについては、令和3年度の実績ということで報告をさせていただきたいと思っております。大丸校区、菱田校区、大崎校区、それぞれ志布志湾岸部に接する自治公民館、全部で27集落がございしますが、全部の自治公民館へ津波避難訓練の実施についてということで御協力依頼をしているところでございます。

先ほど町長の答弁にございましたけれども、実際、自治公民館として避難訓練に参加するかしないかというのは、あくまでもそれぞれの自治公民館の判断ということになります。ですので、令和3年度で申し上げますと、対象自治公民館27のうち、17の自治公民館が訓練に参加していただいたということになります。残りの10の自治公民館につきましては、個々の自主参加という形で報告のほうはいただいているところでございます。

以上でございます。

○1番（平田慎一君） そういう話を聞き及んでおりましたので、下益丸と上益丸を含んだ部分の情報提供、皆さんに対してですねもうちょっとやっていただきたいなというふうに思います。そうすることで、一帯的な避難訓練が、海岸沿いの一帯的な部分ができるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そこはお伝え申し上げます。

次に、高齢者や障害者の対応・対策なんですけど、令和2年9月議会の一般質問でも触れておりますが、災害時の高齢者、障害者の避難対策については、避難行動要支援者名簿の作成、これは法律で義務化されており、本町でも作成済みとの答弁でしたが、非難行動については各自、並びに近隣住民の自助・共助、これは先ほど町長が述べられたとおりなんですけど、各集落において要支援者の情報はちゃんと出して、周りで助けていく組織づくりが必要で、そのような方向で進めるとの答弁でした。令和3年5月10日公布、20日に施行された改正災害対策基本法では、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保、特にこの観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化としています。また、広域避難に関する取組の推進もありますが、本町の広域避難のための協定を行っているかも含め、対応・対策をお示してください。広域避難については先ほどちょっと町長が答弁されておりましたが、重複しますが、そこも含めてお示してください。

○町長（東 靖弘君） 高齢者や障害者の対応・対策についてという御質問でございます。災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者など要支援の把握はできておりますが、要支援者の一人一人に対し、避難ルートや避難場所、誰が支援する

かなどを具体的に定めた個別計画の策定までには至っていない状況でございます。

災害対策基本法でも個別計画の策定は市町村の努力義務とされておりますので、今後、役場関係課や自主防災組織、福祉関係者と連携を図りながら個別計画の策定に向け努めてまいりたいと思います。

近隣市町との連携につきましては、先ほどと同じ答弁となります。

- 1番（平田慎一君） 個別避難計画については、確かに努力義務なんですけど、本町の場合は海岸沿い、特にやっぱり菱田川近辺、それとあと持留川、田原川、川沿いの河口部分のですね、やっぱり危ない地域がありますので、なるべく早い、努力義務ではありますけど、作成をお願いしたい。5年間という、多分、期間があったと思いますが、できるなら早めにとりあえず取っていただきたいなというふうに思っております。

次に、最後に、総合防災マップについてなんですけど、近隣市町も含めた防災マップの必要性を考えているんですけど、新しく、いい防災マップが作成されております。津波だけではなく、土砂災害や急傾斜地、避難所、避難場所等のマップが完成しておりますが、特に水害の危険地域がわかりやすくなったのかと思います。前回作られた津波マップがありますが、本町全域が一律で見られる、これをプラスした土石流や急傾斜地、避難所等、一括したマップ作成をし、各公民館や集落や行政施設に掲載すれば、町民により見やすく、わかりやすくなるのではと考えます。

さらに、本町は飛び地もありますし、近隣市町との町境付近も含め記載されるべきだと思いますが、それが広域連携にもつながるのではないかと思いますけど、町長のお考えをお示してください。

- 町長（東 靖弘君） 令和3年度で作成いたしました総合防災マップは、災害から命を守るための知識や行動を取るために、防災のポイントをまとめており、各御家庭で防災対策や災害種別避難情報の説明やマイタイムラインのほか、県が公表している津波浸水想定区域、土砂災害警戒区域も掲載しております。町民の皆様には防災マップを御活用していただくことにより、防災意識の高揚と知識の向上に役立てていただければと願っているところでございます。

御質問の、近隣市町も含めた防災マップの作成については、一定の必要性は感じているところでございますけど、今後の課題とさせていただきたいと思っております。

- 1番（平田慎一君） 是非ですね、東串良なんか大崎町役場まで入った、確か津波マップになっていると思いますし、志布志側も若干、大崎町側まで入っているマップになっております。

水害の危険等ですね、今度新しくマップができておりますので、広範囲に、持留や野方、あちらの部分まで広く一律にパッと見れるようなマップがあればなど。全

世帯に配る必要はないと思います。ある程度、集落単位や行政の施設等で見れる範囲で、住民の皆さんの目につくところであれば、よりわかりやすいものになるんじゃないかなと、これは提言でも要望でもないかもしれませんが、また考えていただいていただきたいなというふうに思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（神崎文男君） 引き続き、3番、稲留光晴君の質問を許可いたします。

○3番（稲留光晴君） みなさん、こんにちは。日本共産党の稲留でございます。通告書に基づき質問をいたします。

まず、本町基幹産業の持続可能策についてであります。水田活用直接支払交付金について、この内容は主食米より販売収入が少ない転作作物の生産者に所得を保障するもので、大豆や麦、飼料用米に交付する戦略作物助成と都道府県や地域農業再生協議会が交付対象作物や単価を定める産地交付金を合わせた金額となっております。麦、大豆に1反当たり3万5,000円、飼料用米は5万5,000円から10万5,000円が支払われることとなっております。

令和4年度から令和8年度までの5年間で一度も水張りを行わない農地は交付金をカットすることについて、町長の見解を求めて、最初の質問といたします。

○町長（東 靖弘君） 水田活用直接支払交付金についてでございます。食糧自給率の維持・向上を目的に、水田を有効活用して麦、大豆、米粉用米、飼料用米等の生産拡大を図るため、主食用米並みの所得を確保し得る水準の交付金を、作付面積払いで国から直接交付されるものであります。

御質問いただきました件につきましては、今回、令和4年4月1日付の国の制度改正により、2022年から2026年の5年間、一度も水張りが行われない水田については、2027年、令和9年度以降、交付金の交付対象水田から除かれるというものであります。

本町としましては、畜産業も盛んな地域でもあり、水田において作付けされる主食用米以外の作物は、飼料作物等の自家用または飼料供給契約を結んだ畜産農家のための作物がほとんどであり、交付金の大幅な減少はもとより、交付対象外となった農地の資産価値が下落するなど、耕作放棄地の増加を助長しかねないことから、基幹産業を農業とする大崎町としては、制度改正により大きな影響を受けると考えているところであります。

○3番（稲留光晴君） 今、町長から伺いました。まさに、町長のおっしゃるとおりではないかと危惧しております。

今までも同僚議員のほうから質問がありましたけれども、今まで減反をしないということから転作を推進をしてきている中で、こういった交付を見直す、いわゆ

るカットするということで、農業経営が本当に安心してできるのかという声が相次いでおります。この件で、町長のほうも県や国のほうに、この交付金をカットすることについてやめてほしい、こういった要望等も当然されていると考えますが、ちょっとその辺のお話をお聞かせください。

○町長（東 靖弘君） 5年間作付を一回もしない水田等についての一括交付金のカットということで、今、非常に大きな問題が発生していると思っております。先般の新聞等では、これについてはそういう方向で進めるという、もう決まりごとだということで新聞にも掲載されておりましたけれども。それから、数日たつにつれて、自民党のそういった関連の方々が、やはり水田が荒廃化するために見直しがどういう条件でされるのかということをもう一回調べるべきであること、あるいはカットされる水田等の活用とか、そういったところについて、もっと具体的に調べていかなければいけないとか、そんなことが毎日の新聞に掲載されている状況でございますので、制度の中では一応決定しているという状況であります。それに代わって新たな条件といたしましょうか、そういった制度ができるのではないかなと思います。ちなみに、6月3日の新聞ですけれども、水田活用直接支払交付金の対象見直しに関する現場の主な課題、意見ということで、基盤整備事業の対象で、今後5年間では水稲作付はできないとか、6年以上の間隔で水稲と畑作物を輪作体系を組んでいること、あるいは水稲でなくても水を張るレンコンや稗は交付対象になるのではないかと、支援が不十分で畑地化に踏み切れないのではないのかということで、自民党の農業基本政策検討委員会で、さらに農林水産大臣にこういった申し入れがなされていたり、御質問の意図はそのように理解できますし、そしてまた、本町としても影響を受けるであろうという答弁をしたところでございますが、ここについてはそういった関係の方々でいろいろな対策を検討して要望されている状況でありますので、どこでかはっきりしたことが示されるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 了解をいたしました。

今、新聞等の記事で出ているということでおっしゃいましたが、先般、町長の施政方針の中でもですね「水田農業関係については早期水稲の品質向上に努め、収益性の高い、安全・安心な米づくりを推進します。また、農業経営の安定や生産性の向上を目的に、高収益作物や飼料作物等の転換作物に対し各種交付金の支払いを行う経営所得安定対策等推進事業に引き続き取り組んでまいります。」というふうに述べておられますが、今、私のほうで質問している、やっぱり危惧、農業経営がこのまま続けられるかというふうな方々が増えてくると、危惧しているということ

申し上げましたけど、町長のこういう施政方針の、引き続き取り組んでいくということに対して、御意見があればお尋ねしたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 本町において水田農業は非常に重要な産業であるというふうに捉えております。御存じのように、水田の基盤整備事業が進んでいないという、今、その途中にあるということでもありますけれども、まだまだ整備率が低いところがあります。今回の5年間の一括利用されないことについての条件の中で、やはり、そういった地域については圃場整備、基盤整備を推進すべきであるということも出ているところではありますが、我々はそれに基づいて、それ以前から基盤整備が必要だということ考えております。

水稻の中で高収益作物をいかにしてつくるかということは、現在でも実証しておりますので、湿田地帯での高収益作物、あるいは乾田地帯での高収益作物については十分勉強をし、また、検討をしていくべきことだと捉えておるところであります。

現在の国の制度、現在の世界の状況の中で、やはり小麦などの輸入ということが非常に厳しくなってきたということが示されておりますけれども、それに代わる米政策ということを重点的に進めていくということが食料の安全保障という分野で出ておりますので、水田農業については、将来、変わってくるのではないかなというところを期待しておるところでございます。

○3番（稲留光晴君） それでは、経営所得安定対策交付金はですね水田活用直接支払交付金と産地交付金で占められておりますが、令和3年度の経営所得安定対策交付金交付実績ということで、大崎町農業再生協議会のほうの資料でですね交付実績が3億3,300万円余という数字が出ておりますが、令和9年度からカットされる金額、大崎町の農業経営者が5年間一度も水張りをしない農地、令和9年度からカットされるわけですが、カットされる減収額は幾らぐらいになるのかですね。対象人数、面積、対象筆、金額等を、ちょっと関連していますが、示してもらいたいと思いますけど。

○町長（東 靖弘君） 大崎町としてどのぐらいの影響があるかということでございます。1作目、2作目で水稻、飼料用稲以外の作物を作付けしている水田が対象となりますので、本町の過去5か年の作付状況で見た場合、基幹作物助成、二毛作助成と幾つか要件もありますが、影響が出る方につきましては447名、面積で157ヘクタール、交付金額で5,700万円になると推測されております。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 5,700万円という数字をいただきましたけれども、やはり実績からすればですね相当な減収になるということでもあります。令和9年度からの減収だけじゃなくて、令和4年度の審議会の予算書の中ではですね令和4年度から

毎年減額となっているものもあるんですね。多年生牧草の助成、種まきをせず収穫のみを行う年は、現在の1反当たり3万5,000円から1万円に減額、及び飼料用米などの複数年取組加算は1万2,000円から、4年度は6,000円というように半額も減額されるというふうになってはいますが、今、9年度からの金額をいただきましたけれども、4年度から毎年減額になるものがあるわけですが、その代わりに増えるものもあるということで、4年度から8年度まで毎年影響がある、減額があるという、この産地交付金の中でありませうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 御質問で先ほどお答えいたしましたこと以外で、今すぐ具体的なものにつきましてちょっと答弁できる状況にありませんので、また調べたいと思います。

○3番（稲留光晴君） 実績と4年度の数字が出ておりますけれどね、1反当たりの金額。その中でも単年度、4年度から半額になったりしておりますので、再度調べていただきたいと思います。

多くの農業経営者が当然、町長もおっしゃいましたが、窮地に陥ったり、今、ウクライナのこういう状況の中でですね逆に輸入ができないと。本来は、こういったときだからこそ経営者の支援をやはり強めてですね、輸出に頼る小麦生産等は増産しなければならないと考えるわけです。地産地消をやはり推進して、水田農業の持続可能策に逆行するわけですね、今回の交付金カットはですね。当然、私としてはやめてほしいというのが本音でございます。先ほど町長から答弁がございました、これに代わる見直し策ということで。

今までもいろんなことで見直しをするという中身を見ますと、交付金等もカットをする、こういうふうになっておりますのでですね持続可能な農業経営ができるようなそういう施策をつくっていただきたいと。何日か前の南日本新聞の中に、森山代議士と農林水産大臣が写っておりまして、その中で穀物輸出が今高騰している中で、国民が安心・安全になるようなそういう施策をつくっていただきたいと、そういう記事がありましたが、町長、御覧になりましたですか。

○町長（東 靖弘君） はい。読んでいると思います。

○3番（稲留光晴君） やはりそういった国会議員の方がそういうふうに言われているわけですから、地方でこういって水田農業で頑張っていらっしゃる方々はですね安全でつくっていけるような、そういう施策を望みます。

それでは、次に畜産関係、③になりますが、穀物など輸入飼料高騰での本町の取組はどうなるか。生産者への補助金等のそういう検討をされておりますでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 配合飼料の価格高騰に対しては、国が配合飼料価格安定制度の通常補填に加え、異常補填基金から生産者に対し補填金の交付等を行います。輸入

飼料に対する対策については、これまで以上に自給飼料の確保や稲わらの確保に努めてもらうことが必要と考えております。

町としましては、御質問にもありましたように、今、農林水産省あるいは国政の中ですべてのものの高騰対策に対しての支援措置、そしてまた方向性ということを示される課程にあるというふうに思っておりますので、そういったのを遵守しながら我々も対策は示していきたいと考えております。

○3番（稲留光晴君） 了解いたしました。

今の段階では、町としての独自の補助金等は考えていないと、そういったことで理解してよろしいのでしょうか。

それでは、子牛価格が今下落をしておりますが、コロナが流行して、昨年も1頭当たり2万5,000円とかということですねそういう対策をしていただきましたが、今、毎日のように新聞紙上を見ておりますとせり価格が15万から20万円ほど下がっている状況です。私もこの前、知り合いのところに行きましたら、年金を崩して牛を育てるほうにお金は回したくないと、今の状況であれば牛が下がっておるから、牛を辞めたいと、こういう声を聞いております。やはり下落対策が一番の、今、ネックといいますか、雌牛が60万円平均が今50万円、去勢が税込みでせり市価格が70万円しないわけですね、六十何万ということに対して、本町でも下落対策に対して再度補助金を出してほしいという意見がございますが、是非検討していただけないでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 4月せり市価格に比べて5月せり市価格は9万3,139円のマイナスとなり、64万9,877円の平均価格となりました。これは、中国でのロックダウンの影響やロシアによるウクライナ侵攻を受けて穀物輸出の停滞が懸念されていることや、原油相場の高騰による海上運賃の値上げ、また、さらなるインフレ懸念の高まりによることや、米国における利上げの動きは引き続きドル高要因となることから円安が進むものと見込まれております。このことにより、今後の相場がこのまま続くのか、回復するかは不透明であります。

こういったことでありますが、実際に各時期のせり市状況を見てみますと、平均価格も相当安くなってきているということは現実であります。これに対していろんな要因があるところでございますが、肥育農家等についても経費が高くなるということで子牛の買い換えを控えてきたと、そういった高騰分に対して子牛の価格を安くすることで肥育経営の飼料代に充てていくとかいろんなことが新聞等でも報道されております。

町としての支援対策ということでございますが、現段階ではJAを含め、各自治体もですが、県もそうですし国もそうですし、今、そういう対応ということについ

ては検討されている、協議されている状況だと判断をしております。

○3番（稲留光晴君） 県がそういう対策を今検討していると、それから町も検討するというふうなお考えなのでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 今、情勢の不安定とかそういうことがありますので、これがいつまで続くのかということもなかなか不透明だと思っております。したがって、長期化が予想される中で自治体でその部分を支援するという、それを優先することより国策としてこの対策をやっていくということで現在、国は動いている状況だと思えますし、JAとしても国への配合飼料等の高止まりに対する対策とかいうところの支援措置とか、そういったところはちゃんとやっていただいているというところでもありますので、しばらくは今の国の動向を見ていく必要があるというふうに理解しております。

○3番（稲留光晴君） 国からそういうふうに対策が示されて、それが大崎町で牛を出されている方がですね下落に見合った金額を補填をするよと、そういうふうになればよろしいんですが、やはり安心できるそういう施策をつくっていただきたいというふうに考えます。また繰り返しになりますが、町長のほうからも、また、引き続き対策を要望していただきたいと思えます。

それでは2番目に入りますが、子育てしたいまちにするためにということですね、子育てしやすい環境づくりの取組について示していただきたいと思えます。

○町長（東 靖弘君） 子育てしやすい環境づくりの取組を示せとの御質問でございます。現在、国において制度化されているものとしたしまして、出産までの無料で受けられる妊婦健診をはじめ、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当などの手当に関します制度や、高校授業料や幼児教育保育の無償化、保護者の就労形態の多様化に伴う延長保育、放課後児童クラブなど、様々な事業を実施しているところでございます。

また、本町が独自で実施しております施策といたしましては、子育て施策として昨年度までの赤ちゃんギフト支給事業に代わり、本年度から実施している新生児10万円給付金をはじめ、チャイルドシート無料貸し出し、子ども医療費の18歳までの無料化、不妊治療費の助成、学校給食費助成、中学校入学時3万円の助成、リサイクル未来創生奨学金、地域子育て支援センター及び子育て世代包括支援センターの設置などがございます。また、定住促進を図るため、定住住宅取得補助金を実施してきておりますが、本年度から基本額を増額するとともに、加算金を拡充し、義務教育修了前の子が1人の世帯であれば25万円、2人以上の世帯であれば50万円を加算するなど、様々な子育てしやすい取組を行っているところでございます。

以上でございます。

- 3番（稲留光晴君） 6月補正の中で、今回新たに、第1子より10万円を支給するということでありますけども、2人目の10万円、3人目も10万円ということで、同じ10万円という支給になるわけですか。
- 町長（東 靖弘君） ただいまの6月補正で10万円上げているという御質問でありましたが、当初予算で計上しているところでございます。また、1人、2人、3人、それぞれ同額かということでございますが、そのとおりでございます。
- 3番（稲留光晴君） 了解をいたしました。
- それでは、本町の特殊出生率は幾らかということをお尋ねをいたします。
- 町長（東 靖弘君） 特殊出生率は幾らとの御質問でございます。合計特殊出生率とは、対象年齢を15歳から49歳とし、1人の女性が一生の間に産む子どもの数を指すものでありますが、統計を出している最新年度であります令和2年の本町の合計特殊出生率は1.88でございます。
- 以上でございます。
- 3番（稲留光晴君） 1.88というところでございますね。今日の南日本新聞にもですね社説の中で出生数、過去最少ということで国の統計が出ておりますが。出生率は1.88ということですが、今は少子化、少子化ということで叫ばれております。やはり、少子化防止策として修正率を幾らにしたいとか、そういう目標値というのは本町はつくられていらっしゃるのかどうか、これをお尋ねします。
- 町長（東 靖弘君） 目標値はつくっているかとの御質問でございます。第3次大崎町総合計画において、2040年、令和22年の目標値を2.10としております。
- 3番（稲留光晴君） 2.10ということですね。過去10年間の大崎町の出生率を示していただけますか。
- 町長（東 靖弘君） 過去10年間の推移を示せとの御質問でございますが、合計特殊出生率に関しましては5年ごとに鹿児島県が公表しております。本町は平成12年が1.70、平成17年が1.71、平成22年が1.81、平成27年が1.88、令和2年が1.88でございます。
- 以上でございます。
- 3番（稲留光晴君） うちは、今、町長から答弁いただきましたが、年々上がって、出生率としては、目標が2.1ということですが、この2.1に近づける、2.0にするために大崎町では、やはりもう1人ぐらい産んでほしいとか、そういう具体策のですねそういう推進といいますか、そういうのがありますか。
- 町長（東 靖弘君） コロナの影響ということがよく新聞等で出ますけれども、全国的に出生率が低下してきているということは、いつも報道されておりますので、私はそこは理解をしております。

御質問でありましたように、子どもが1人から2人、2人から3人、3人から4人という形で誕生していくということは本当にうれしいことで、町の活力とかいうことを考えると大変ほしいなということでもありますけれども、やはり2.0に近づけるための施策ということでございますが、こういった子育て支援環境を整備していくということが主でありまして、先ほど1番目の答弁でお答えいたしましたようなそういった支援体制を充実していったら、大崎町の制度を周知しながら関心を持っていただくということが必要であって、そういった中から転入を促すことができれば、少しでも目標に近づいていくのではないのかなというふうに考えております。

○3番（稲留光晴君） 今、町長が答弁されたのはごもっともなお考えだと思います。なかなか数値化するのは非常に難しいし、今、町長がおっしゃられた子育てしやすい環境づくりをですね今進めていただいておりますので、長く大崎に住んでもらって、結婚してもらって子どもを一人でも多く育ててほしいというふうに考えております。

それでは、3番目の国保税均等割について、これの中にはさっきの出生率にちょっと関係している面がございます。1番目の未就学児への均等割半額補助での世帯負担額を示せということで質問をいたしますが、本年4月からですね、これは国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1ということで半額、未就学児での均等割半額補助を示しましたので、これでの世帯の負担額といいますか、ちょっと示していただけますか。

○町長（東 靖弘君） 国民健康保険税の未就学児への均等割を半額補助軽減する対象となる世帯の負担額についての御質問でございます。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う制令の整備等により、子育て世帯の負担軽減の観点から子どもの均等割分を軽減する措置が講じられたため、国民健康保険税条例の一部を改正し、令和4年度から施行したものであります。

改正の内容は、子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入している未就学児1人当たりの均等割額を2分の1に減額するものでございます。令和3年度の実績により算定したところ、未就学児56人、25世帯が軽減対象となる世帯に該当し、おおむね57万円程度が軽減される負担額となり、2分の1の減額でございますので、同額が世帯の負担額になると推測されます。

以上でございます。

○3番（稲留光晴君） 57万円ということですね。了解をいたしました。

それではですね先ほどの出生率も関係ありますが、大崎町は1.88ということで、今、数字を示していただきましたが、この出生率以上、1.88ですから子ども

もが2人以上いる世帯というふうになりますが、出生率2、2人子どものいる世帯、18歳未満補助世帯数をちょっと教えていただきたいと思います。

○町長（東 靖弘君） 出生率以上の18歳未満扶養世帯についての質問でございます。

1人の女性が一生に産む子どもの平均数を示す合計特殊出生率が、本町の場合、直近のデータで1.88となっておりますので、18歳未満を2人以上扶養する国保世帯を抽出しますと、令和4年4月1日時点で78世帯、186人でございます。

○3番（稲留光晴君） そうしますと、国保世帯からするとですよ、2人以上子どもさんがいらっしゃる、6歳から18歳という範囲だと思えますが、子どもさんがいらっしゃる世帯の2人以上子どもさんがいらっしゃる世帯というのは何パーセントぐらいになるんですか、この78世帯というのは、1人でもいらっしゃるところは当然ありますが、この78世帯というのは子どもさんがいらっしゃる何割ぐらいになりますか。

○町長（東 靖弘君） 59%ということになります。

○3番（稲留光晴君） 59%ということですね。非常に、私からすれば過半数以上ということが多いなという気がします。

それで、出生率は1.88ですから2人以上いる世帯というのは、大崎町にしてみれば貢献をしているというふうに私は考えるわけですね。やはり、これらの世帯への均等割の削減を求めたいと思うんですが、その前に、この78世帯、半額補助ということで考えた場合ですね、大崎町の予算額はどのくらいになるのか示していただきたいと思いますが。

○町長（東 靖弘君） 国民健康保険税の18歳未満扶養世帯への均等割半額軽減による影響額についての御質問でございます。先ほど御説明しました、18歳未満扶養世帯の78世帯、186人に係る均等割を半額軽減する場合、医療分として121万円程度、後期高齢者保険支援金として45万円程度、合わせて166万円程度の影響があると推測いたします。

このうち、既に半額の減額となっている未就学児の扶養世帯を除く67世帯、144人に係る均等割を半額軽減する場合、医療分として94万円程度、後期高齢者保険支援金として35万円程度、合わせまして129万円程度の影響があると推測いたします。

○3番（稲留光晴君） 今、町長から166万円という数字をいただきましたが、町長、決して半額負担、町のほうで6歳以上の18歳未満の均等割の半額補助、166万円だったら補助できませんか。予算を組めないでしょうか、いかがでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 先ほどいろいろ支援措置とか講じてまいりました。そしてまた、子育て環境は非常に大切なことで、そういった御質問の意図もよく理解はできると

ころであります、農業分野とかいろんな分野で一般財源を支出していくということも非常に出てまいりますので、御質問ではこれぐらいはできるだろうというような御質問でありますけれども、このことにつきましておっしゃる意図はわかりますので、また近隣市町等を見合わせながら検討をしたいと思っております。

○3番（稲留光晴君） 税金ですので簡単にはしてくれといっても、検討と、そういうわけにはいかないと思っております。

今、町長がおっしゃいました、近隣市町村ということですが、鹿屋市が3人目から均等割を全くゼロにしました。やはりそうした子育て支援策も、負担軽減というところからありますので、是非、引き続き、こういったところもですね予算編成のほうで今後検討をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

私の質問はこれですべて終わります。

○議長（神崎文男君） ここで、暫時休憩いたします。14時10分から再開します。

-----○-----

休憩 午後2時03分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（神崎文男君） 休憩前に引き続き再開いたします。

次に、11番、児玉孝徳君の質問を許可いたします。

○11番（児玉孝徳君） 皆さん、こんにちは。

新型コロナウイルス感染症がなかなか終息のめどが立たない中、経済活動が低迷し、私たちの生活は大きく様変わりしました。しかし、最近、全国的には新規感染者数は減少傾向にあります。そのような中、新型コロナウイルスの水際対策が緩和され、経済活動の正常化に軸足を移す政府の姿勢が鮮明になっています。経済活動が増えれば、感染者が増えるのは事実で、高齢者の多い日本では、コロナによる健康損失を恐れる人が多くいます。コロナに対する日本の医療の脆弱性が問題であり、政府が強いリーダーシップを発揮し、医療体制を強化することで経済を回していくような施策が必要だといわれています。

そこで、今回は、経済活動をどう活性化していくか、本町のコロナ感染症対策について質問いたします。

まず、最近のコロナ感染状況とワクチンの接種状況についてですが、行政報告でありましたが、再度、直近も含めてお答えください。また、4月と5月の月別の感染者数を合計と、できれば年代別についての比較をお答えください。

○町長（東 靖弘君） 大崎町における新型コロナウイルス感染状況をお答えいたします。

6月1日現在の感染者数は533名となっております。内訳としましては、10歳未満が65名、10代が103名、20代が70名、30代が72名、40代が62名、50代が47名、60代が61名、70代が18名、80代が21名、90歳以上が14名となっており、40歳代未満が全体の7割と、若い世代の感染者割合が高くなってきております。

続きまして、新型コロナウイルスに対するワクチン接種について、6月1日現在でお答えいたします。まず、ワクチン接種を2回受けられた方の接種率でございます。全体では約85%の方が2回目の接種を終えている状況でございます。内訳といたしまして、5歳から11歳の小児が約14%、12歳以上64歳以下の方は約85%、65歳以上の高齢者は約95%の方が2回目の接種を終えております。なお、令和4年3月から、5歳以上11歳以下の小児も接種対象となっております。

3回目接種については、昨年12月の医療従事者を皮切りに始まっておりまして、接種対象者は2回目接種完了から5か月経過した12歳以上の方でございます。3回目接種率は全体で約67%でございます。内訳としましては、12歳以上64歳以下の方については約57%の方が、65歳以上の高齢者は約89%の方が3回目の接種を終えております。

以上でございます。

お尋ねの、5月の状況につきましては、担当課長のほうで答弁させていただきます。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

4月と5月のそれぞれの感染者数ですが、4月につきましては58名、5月が184名となっております。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君） 年代別の4月と5月の比較はできないですか。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 失礼いたしました。

年代別の感染者数でございます。まず、4月からになります。4月の10歳未満が9名、10代が18名、20代が2名、30代が9名、40代が9名、50代が5名、60代が6名、70代が1名、80代、90代はそれぞれゼロでございます。

続きまして、5月の年代別の感染者数です。10歳未満が14名、10代が33名、20代が13名、30代が28名、40代が22名、50代が16名、60代が34名、70代が13名、80代が7名、90歳以上が4名。以上となっております。

○11番（児玉孝徳君） 今、示していただきました。4月と5月です、全国的には減ってきているんですけど、本町だけは5月184名、合計です、4月が58名、3.2倍ぐらい増えていますよね。特に若者ですね、40代も含めてが非常

に増えています。これは何か要因があるとお考えですか。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） この分の要因についてでございますが、この感染者の人数とか性別、年代の分が保健所から報告が来るわけでございます、その原因についてはこちらはよくわからないんですけども、今までの流れからいくと、5月はゴールデンウィークがございました、このゴールデンウィークは、初めて国の緊急事態宣言がない中でのゴールデンウィークであったということがあるのではないかというのが1つ考えられるところでございます。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君） ゴールデンウィークがあったからなのではないかという推測ですけど、でも、全国的には減っているんですよ。その辺がちょっと不可解なところもあります。

二、三人の方からちょっと尋ねられたんですけど、町長、以前、町長は自らですよ、「感染拡大が止まらない」と放送で注意を呼びかけられましたよね。今回、本町は大変感染者が増えました、1日に34人の感染者が出たこともありました。しかし、それでも放送はされなかった。これはどうしてですか。

○町長（東 靖弘君） 最初の段階は、新型コロナウイルスの脅威といいたいでしょうか、そういったことがあって、かなり感染状況が大崎町に発生していたということで危機的な意識を感じておりましたので、皆さん方に直接、行動の自粛というところをお願いしたほうがいいという私の判断で直接放送させていただきました。

今回も、確かに大崎町で感染が続いたんですけども、やはり行政無線で通常やっているのとは違って、担当課を中心に、職員で生の声でお伝えしたほうが効果的じゃないかということで、現在もですけども、保健福祉課の職員が交替でずっと放送を続けているという状況で、こちらのほうが効果が高いのではないのかなというのを期待しております。

○11番（児玉孝徳君） 町長がなぜしないのかとおっしゃった方で、こんなことを言う方もいらっしゃいました、「選挙がないからだ」と。そういうことがあるんですかね、ないと信じていますけど。是非ですね、最近若干減ってきていますけど、また危機が続いたときには町長のほうでも放送していただきたいと思います。町民の方も、それは大変効果があつてよかったというふうにおっしゃる方がいっぱいいらっしゃいますので、そこは考えていてください。

感染者の方は病院とかホテルで療養されるというふうには聞いてますが、本町の方で自宅療養者の方もいらっしゃるんですかね。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 本町の感染者の中で自宅療養者の方がいるかということでございますが、これについては自宅療養の方もおられます。

○11番（児玉孝徳君） 在宅療養者がいるということですので、そこで、在宅の方に在宅支援はできないかお尋ねいたします。特に高齢者とかですぬ疾患などを持っている方は、在宅で症状が急変し、重症化したということもあるようです。また、必要なものが買い物に行けないなどあるといわれています。

そこで、在宅療養者の方への自宅訪問とか支援物資の提供ができないかお尋ねいたします。県内では行っている自治体もございますので、どうでしょうか。

○町長（東 靖弘君） 自宅待機者の支援は考えていないかとの御質問でございます。現在、陽性者が自宅待機する場合につきましては、保健所での疫学調査の中で申出があった方のみ、県の事業で1週間分の食料品などセットを配達しております。

濃厚接触者についても自宅待機が求められるところでございますが、現時点において、町へ食糧が不足しているなどの相談はなく、御家族や友人等による支援やインターネットでの調達ができているものと推測しているところでございます。

町といたしましては、陽性者と濃厚接触者の情報を持たないことから、本人自ら、もしくは志布志保健所経由で相談が入ってきた場合、今ある町の資源を情報提供し、支援を行っていきたいと考えております。

○11番（児玉孝徳君） インターネットなどの環境がない高齢者の方は、そういった支援物資が必要と思ってもなかなか買い物ができなかつたりとか、食料に関しては届いているということですのでいいんですけど、やはり、何か必要なものとか、独りの方とかはですぬ買い物に行けなかつたりしますので、是非、その辺もですぬ検討して欲しいと思います。

それでは、次に、今後のワクチン接種の計画について教えてください。

○町長（東 靖弘君） 今後のワクチンの接種計画についてでございますが、4回目接種をメインに、3回目未接種者についても、希望する全町民が接種できるよう、令和4年9月末までは接種の機会を設けていきます。4回目接種の対象者につきましては、3回目接種を受けてから5か月以上経過した方のうち、60歳以上のすべての方及び18歳から59歳までの方で基礎疾患のある方、または新型コロナウイルス感染症にかかった場合、重症化リスクが高いと医師に認められた方が対象となります。

大崎町においては、現在、高齢者施設や障害者施設等に対して、順次接種券を発送し、準備の整った施設から接種を進めているところであり、高齢者施設等においては7月末までの接種完了を目指しております。

一般住民については、6月の2週目に3回目接種が終了した18歳以上の方、全員に順次接種券を個別に郵送してまいります。特に18歳から59歳の方については、対象者が限られておりますことから、接種券を受け取った方が接種対象者の範

困を誤解しないよう、接種券に同封する案内文を工夫したいと思います。

接種については、7月4日から個別接種を開始しまして、集団接種は7月30日、31日、8月6日の三日間、会場は中央公民館と野方改善センターを、現段階では予定しております。

4回目接種についても、希望する方がスムーズに接種できるよう、個別案内に加え、広報紙やホームページ、防災無線、LINEなどで住民の方々へ周知をしております。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君） 順次、計画されているということですが、集団接種ですね、7月30日、31日、8月6日の三日間ということですが、まだ3回目接種がですね、12歳から64歳の方が57%しかされていないということで、この辺もこの集団接種の3回の中でできるんですか。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お答えいたします。

集団接種の、今、設定している日数の中で3回目接種ができるかということですが、3回目接種を打っている方については5か月後が4回目の接種期間になりますので、接種の回数はこの期間では終わらないことになります。

○11番（児玉孝徳君） いや、今の質問は、4回目のことじゃなくて、3回目の接種が終わっていない12歳から64歳は57%しかいないということで、残りの方を、この30日、31日、8月6日の三日間で3回目の方もできるんですかとお尋ねしました。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 失礼いたしました。

3回目接種の方も、この三日間の接種の中でできるかということでございますので、3回目接種の方も受けられるように、この会場で対応する予定でございます。

○11番（児玉孝徳君） 3回目もできるということですが、4回目の方もいるわけですから。そこでですね、集団接種の機会を増やしてほしいと考えています。

というのも、個別接種の診療所ですね、個人病院ですけど、一般の患者の方がいらっしゃるって大変時間がかかるということです。私も、1回目、2回目、個別接種で行ったんですけど1時間から1時間半ぐらいかかりました。予約時間を過ぎてもなかなか接種が始まらずにですね、中には2時間以上かかったという方もいらっしゃいます。かえって密になり、感染リスクも増えてくると心配されたりしております。集団接種だったらですね、私、3回目を3月に打とうかなと思っていたんですけど、ちょうど議会があつてできなくて、その後、日程がなかなか合わず、5月半ばか6月でということだけど、ちょうど、私、市内でほかの会議があるときに、朝、ニュースを見ていたら、県のほうで予約なしで集団接種が受けられるというニュー

スがあったものですから、その会場に電話して、「できるか」といったら「できますよ」ということで、会議が終わってから打ってきました。問診が始まってから20分ぐらいで終わりました。帰りにはポカリスエットもいただいてきました。それも、夕方5時から行っているということで、そういったことですね若い方々が接種率が上がらないというのも、仕事の都合とかいろいろあると思います、時間が、また個別接種ではかかるということですね。是非、若い世代、子どもも含めたところの集団接種の機会をですね、夕方とか土日でもできれば増やしてほしいと思いますが、いかがですか。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） 集団接種の場をもっと設けてほしいということでございますけれども、4回目の接種については、先ほど申しましたように3回目接種が終わった方の5か月後ということになって、実際、今年の2月、3月に3回目の集団接種を行いました。このときも、2回目が終わって、ちょうど3回目に来るタイミングで集団接種の枠を多めに取っていたんですけども、しかし、実際、申込みとしてはそれほど申込みがなくて、集団接種の予定した日数を減らすなどしてきているものですから、実際、3回目の接種が終わった方の中で、また4回目になると基礎疾患の人とか条件が狭まれてきますので、対象者が少なくなるのが考えられます。その分を見た中でも、ある程度余裕を持った集団接種の枠を設ける計算でおりますので、今現在設けている三日間と合わせて、今後発送します接種券の状況と予約状況等を見ながら、随時、集団接種を開設したり、今ある分の時間の枠を広げたりとかして、そこは希望する方が集団接種でも受けられるような体制を取ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君） 最初で集団接種という案内があったわけですけど、私なんかも集団接種だったら非常に多くの方がいらっしゃって、かえって時間がかかるのかなとか思って個別接種に切り替えて、1回目、2回目を打ちました。逆に時間が大変かかったわけです。その辺が皆さん、わかっていらっしゃらないような感じですので、その辺も周知してですね集団接種を進めていってほしいと思います。

では、子どもが感染した場合ですね、学校、こども園等の感染者対応はどうなっているかお答えください。

○町長（東 靖弘君） 学校、こども園等の感染者対応はどうなっているかとの御質問でございます。こども園等につきましては、現在、国からの新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針をもとに、職員にはマスク着用を推奨し、園児には個々の発達状況や体調等を踏まえる必要があることから、体調にもよりますが、2歳未満児についてはマスクの着用は推奨しておらず、2歳以上の就学前の園児について

もマスクの着用は一律に求めないよう通知しておりますが、最終的には、運営している各児童施設の判断に任せている状況であります。

このような感染対策を施した中で、本町においては休園まで至った施設はありませんが、仮に感染者が多数生じた場合は、まず保健所へ早急に連絡し、指示を仰いだ上で適切な対応をとることになります。なお、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し、全体像の把握、清掃消毒等に要する期間として、土日・祝日を含み、おおむね数日から5日程度、臨時休園を行うことが考えられます。しかしながら、園児は1人で家にいることができない年齢ということを踏まえ、必要な方に保育が提供されないことがないよう、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で預かり保育の提供を縮小して実施するなど、居場所の確保を願いをしております。

私からは以上でございます。

○**教育長（穂園正幸君）** 各学校におきましては、児童・生徒や保護者に対しまして、新型コロナウイルスは、いつ、誰が感染してもおかしくない状況であることを呼びかけております。また、感染や濃厚接触による出席停止等につきましては、偏見やいじめ、誹謗中傷など、児童・生徒や学校に配慮し、欠席の理由や公表等には特に注意を払っております。

こういった学校の努力によりまして、各学校においては新型コロナウイルスに感染もしくは濃厚接触となったことによって、その後、登校できなくなったりとか、あるいは登校を渋ったり、いじめられたりする児童・生徒はいないと聞いております。

また、学習面におきましては、1人1台端末のタブレットを活用することで、自宅でも学習のできる機会を与える取組を行っているところでございます。

以上でございます。

○**11番（児玉孝徳君）** 自宅待機されているときもタブレット等で学習ができる環境があるということで、その点は安心しました。

しかしですね、今、教育長がおっしゃったとおり、どこの学校の何年生が何人かかったかという発表はありません。そのことで、かえっていろいろなうわさが出てですね、修学旅行に行ったりとか、どこかの部活が試合に行ったりとか、コロナにかかったげなというようなうわさも出ております。そこでですね感染対策をしっかりしていて、大崎町の学校は安全だというふうに言えるような体制をつくってほしいと思います。というのも、大崎町の学校などでは感染対策が、ほかの学校に比べると甘いと言う職員の方がいらっしゃいました。例えば、前任校では、朝登校したら手指消毒をし、子ども一人一人を先生が非接触の体温計で検温したり、換気も定期的にしっかりやるなど徹底されていたと。大崎小学校ではそこまで行われていない

ということです。

現在、感染症の専門家や小児科の有志は、過度なマスク着用が学校生活を制限しないよう求める意見書を公表しています。そこで、今後、どう進めるのかお聞かせください。

○教育長（穂園正幸君） 感染対策についてでございますが、本町は、基本的に、まず子どもたちは家庭で検温をいたします。検温してきて、その後、登校いたしますと、手指消毒ということで手を消毒する。それから、朝の会では担任が健康観察をして、熱はないかとか風邪気味ではないかとか、そういうような項目を健康観察。そして、授業中におきましては、教室等で換気をしたりとか、あるいはグループで討議するような学習は控えるとか、そのような活動。それから、給食においては黙食というように形で対策を取っていると聞いているところですが、御指摘のように、各学校でちょっとその徹底が甘いんじゃないかということであれば、実態等を確認いたしまして、その具体策を、もう少し対応をどうすべきかということは、また教育委員会で実態を把握して指導してまいりたいと思います。

○11番（児玉孝徳君） その辺は、現場の先生から出た意見ですので、また徹底して行ってほしいと思います。

コロナにかかったということでの差別やいじめはないということですので、個人情報も十分考慮して、今後もそのように対策して行ってほしいと思います。

それでは、次に、福祉施設や介護施設等の感染者対応について、まず、どのように行われているのかお答えください。

○町長（東 靖弘君） 介護施設等の感染者対応についてでございますが、介護施設等の感染防止につきましては、国からの新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針及び介護現場における感染対策の手引に基づく対応の徹底を踏まえた上で施設運営を行っているところでございます。

介護施設等において職員及び利用者感染者が出た場合の対応といたしまして、まず保健所へ早急に連絡し、指示を仰いだ上で適切な対応をとることが重要であります。次に、感染していない職員及び利用者に対し、簡易検査である抗原検査やPCR検査を実施し、介護サービス提供に影響のない職員の配置を検討していきます。また、介護施設等で感染した利用者の対応として、重症化するおそれのある高齢者については、医療機関や保健所の指示に従い入院していただき、それ以外の利用者については、感染していない利用者とエリアを分けるゾーニング対応をとり、感染が拡大しないようにしていきます。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君） 今、町長のほうから感染者が出たら検査をしてということが

ありました。

そこでですね、そういった施設などに町から抗原検査キット、これを支給できないか。されていたらいいんですけど、されていないんですしたら、ある程度、抗原検査というのの支給をしてですね、すぐ検査ができるような体制を取ってほしいと思いますが、どうでしょうか。

○保健福祉課長（谷迫利弘君） お尋ねの、施設等に対する抗原検査キット等の支給についてでございますけれども、これについては、昨年の9月頃に、一回、県からキットの配付があったところでございますが、その後はなくて、町としては、特段、今現在、行っておりません。これについては、また近隣の市町の状況も見ながら、参考にして検討してまいりたいと思っております。

○11番（児玉孝徳君） 県内の市町村でも支給されているところはあります。だから、近隣の市町を見てじゃなくてですね、本町はいち早く、それを取り入れてほしいと思いますが、どうですか。

○町長（東 靖弘君） 施設等に対する御質問がありましたけれども、近隣の市町を見てという答弁でございましたが、ここにつきましては検討をさせていただきます。

○11番（児玉孝徳君） 施設等でクラスターが発生したというニュースがよく出ています。是非、その点は検討してほしいと思います。

それでは、次に、地域が稼ぐ力をつけるための対策についてですが、コロナで収入が減った、また、最近ではロシアのウクライナ侵攻により原油高や小麦など、いろいろな商品の値上げが続いています。そこで、地域経済を活性化するためにはどうすればいいのでしょうか。内閣府はですね地域経済を活性化するには短期的な事業創出に留まらず、地域経済の自立的な成長力、稼ぐ力の向上が必要である。地域ブランドの経済的価値を分析し、活用等により地域の稼ぐ力を高める方策について検討する。稼ぐ力とは、付加価値を生み出す力であり、地域の稼ぐ力は、個人と企業、そしてそれらが立地する地域の地形、無形の資産からなると定義し、付加価値を生み出す資産には自然資産、人的資産、物的資産が存在する。地域ブランドの付加価値を生み出す資産、経済的な意味は、製品差別化であり、確立するには消費者側の認識が必須。また、社会的な保護制度として、地理的表示保護制度や地域資源利用を促進する中小企業地域資源活用促進法等は重要なインフラである。地域ブランド力を高めろということですよ、結局。出荷価値や宿泊施設稼働率にもプラスの効果があるとしています。また、地域の稼ぐ力を高めるには、ITやグローバル市場の活用が重要である。ITの力で人手不足を克服し、生産性を高めることが重要である。また、地域ブランドを生かしてグローバル市場の潜在需要を取り込むことが重要としています。抽象的な部分もあります、わかるようでわからないような

部分もあります。

そこで、本町独自の具体的な対策があれば、お示してください。

- 町長（東 靖弘君） 今さら申すまでもなく、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、世界中が大きな打撃を受けており、本町においても飲食、宿泊業をはじめとする多くの業種の皆様が何らかの影響を受けていると認識しております。

このような状況の中で、国の交付金等を財源としながら、全町民を対象とした地域応援商品券、リサイクルありがとう商品券及びプレミアム商品券発行や事業者への支援金交付事業など、町内事業者の皆様の持続可能性を高めるための施策を継続して行ってまいりました。

また、当初予算及び今回の補正予算でも計上しております企業価値向上補助金の制度創設により、町内商工業者自らの価値を高め、稼ぐ力をつけていただくための助成制度やスポーツコミッションの設立により、これまで本町になかったスポーツ観光産業という新しい産業により、本町を訪問される方を増やし、地域消費額を増加させるという仕組みをつくり、新たな稼ぐ力をつけるための施策を行ってまいりたいと思います。

国においては、海外からの入国を緩和するなど、感染対策と経済の両立というウィズコロナの方向に動いているようでございます。本町におきましても、先ほど申し上げました各種施策、または今回の補正予算において計上いたしました原油価格物価上昇対策支援金などの支援策を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 11番（児玉孝徳君） 全国的にもですねそういった稼ぐ力をつけるための対策とかですねいろんなことがされております。東京都なんかは、今回、ゼロエミポイントですかね、省エネ商品に買い換えをしたら3万円あげるとかいろんなことをやっています。長野県佐久市とかですね、それからほかのところでもやっておりますので、本町でもそういった施策も必要かなと思っております。

では、最後に、レンタルオフィス等はできないか、提案したいと思います。今回の新型コロナウイルス感染症の問題は、企業が最も集中し、人口密度が高い東京都に感染拡大リスクという新たな課題をもたらしました。企業や雇用者は感染症の拡大を抑制する取組として対面接触や通勤リスクを避けるためのテレワークといった代替技術を積極的に取り入れてきました。こうした変化は、東京一極集中の流れを緩和する1つのきっかけとなっています。

コロナ禍でテレワークやワーケーション、働く場所をシェアするという新しい働き方が全国で広がりを見せています。そこで、レンタルオフィスはできないかということですが、創業間もない方や個人事業主のオフィスとして、またビジネスマン

の出張中の拠点やリモートワークのオフィス、さらにサテライトオフィスとしても便利な点が重宝されています。具体的には、カフェや図書館などで働く、ワーキングスペースで働く、サテライトオフィスで働く、自宅で働くなど、従業員が場所にとらわれず働くことができる新しい働き方です。本町で、空き家や空き店舗などを再生してレンタルオフィスに取り組む考えはございませんか。

○町長（東 靖弘君） 空き家や空き店舗をレンタルオフィスに活用できないかとの御質問でございます。コロナ禍において働き方が大きく変わり、テレワークを積極的に取り入れる企業が増えたことで仕事と生活の充実の両立を目指すため、都市部から地方への移住・定住人口が増加していることは認識しております。

本町においても、昨年のSDGs推進協議会の設立以来、様々な企業と接する機会が多くなり、その中の一部ではございますが、本町を舞台とした仕事と観光を合わせた、いわゆるワーケーションの受入れ協議が始まっております。

一方、民間施設ではございますが、鹿児島相互信用金庫大崎支店跡地であるマルおおさきがコワーキングスペースの利用を募っておりますが、現在のところ、多くのオフィス利用者がいるとは言い難く、まだこれからといった状況との報告を受けております。

本町といたしましては、先ほど申し上げた、企業のワーケーション受け入れを進め、その工程の中で利用者にとってどのような設備、環境が必要とされているのかの把握及び分析に努めたいと考えております。その上で、既に予算措置を行っております空き家リフォームや新規創業企業支援の補助金といった制度の活用あるいは制度の拡充等を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○11番（児玉孝徳君） いろいろ検討されているということですね、例を言いますと、種子島では空き家再生でつくりあげた複合拠点としてはコワーキングスペース、レンタルキッチン、プレイルーム、ゲストハウスを備え、まちづくりに携わる多様な人々が利用するアクティブな施設があります。また、奄美市では離島の不利性を克服する産業として、市内における就業の機会の確保を行うとともに、テレワークやフリーランス、副業推進など新たな働き方を実現するための環境整備などを推進しています。

そこで、本町でも、空き家対策としてですね、また、人口増加対策としてレンタルオフィスを是非進めてほしいと思います。ちょっとしたスペースがあるところでしたらですね、レンタルオフィスは机と椅子があればいいわけですが、そういったところですね、広い場所だったら簡単なカフェとか軽食のレストランなども併設していけるとと思います。なかなか、そういった施設は人気があるようです。また、学

校の近くなどでしたら、夕方からのオフィスを利用されない時間帯に子どもを預かり、ボランティアの方などが宿題を見たりする学童的なところですね、そういったところもございます。数人での料理教室を開いて、生徒がつくった料理をレンタルオフィスを借りている人に出しているところもあります。いろいろな活用は考えられると思いますので、是非、今後検討して行ってほしいと思います。

以上で、私が今日用意した質問を終わりたいと思います。本当でしたら、もう一個あったんですけど、すごく調べてですね、こんなに分厚い資料ができたんですけど、ちょっと機会があまりよろしくなかったようで、また、次回やりたいと思いますので、以上で私の質問を終わります。

○議長（神崎文男君） 以上で、本日の一般質問は終了しました。

-----○-----

日程第3 議案第24号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について

○議長（神崎文男君） 日程第3、議案第24号「小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（東 靖弘君） 御説明いたします。

本案は、小型動力ポンプ付積載車購入契約に関するものでございます。

現在、大丸分団に配備されております小型動力ポンプ付積載車の老朽化に伴いまして、令和4年度石油貯蔵施設立地対策等交付金事業により、小型動力ポンプ付積載車1台を購入するものであります。

この購入契約につきまして、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしく御審議賜り御可決くださいますようお願い申し上げます。なお、詳細につきましては担当課長が説明いたします。

○総務課長（上橋孝幸君） それでは、御説明いたします。

まず、議案の説明に入ります前に、仮契約に至るまでの経緯について御説明いたします。

本案につきましては、5月16日に物品会議で入札者等資格者推薦委員会を開催いたしまして、県内で業務実績があり入札参加資格のある業者、4社を選定いたしました。その後、5月31日に入札を執行し、入札の結果、株式会社鹿児島消防防炎が落札し、同日仮契約を締結したところであります。

以上が、経緯でございます。

それでは、議案書に添って御説明いたします。

1. 契約の目的は、小型動力ポンプ付積載車の購入でございます。
2. 契約の内容は、小型動力ポンプ付積載車1台。2WDオートマチックWキャブ型、主ポンプはB2級でございます。

契約の金額は、1,133万円でございます。

4. 契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。
5. 契約の相手方は、鹿児島市南林寺町16番6号、株式会社鹿児島消防防災、代表取締役種子田浩市でございます。

なお、2枚目に、参考資料として入札執行調書を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

以上で、説明を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。何か質疑はありませんか。

○8番（中山美幸君） 入札の方法については、以前から何回も私は申し上げておりますが、その点についてはお伺いしません、ちゃんと答えが返ってきませんので。

この中でも契約の内容についてまずお伺いしたいのが、なぜ4WDでないのか。そして、またオートマチックであるということですね。オートマチック等の場合は泥沼といいますか非常に土質の悪いところに入った場合に、脱出がかなり困難になると、そしてバッテリー等が上がった場合や使えなくなった場合に、オートマチックの場合は押してかけるということもできないんですよ。現場でそういうことが発生するというを想定していないということじゃないですか。

まず、4WDでなかった理由、そういったところについて詳しく説明してください。

○総務課長（上橋孝幸君） 今回4WDでなくて2WDを選定した理由ということでお尋ねでございます。

これについては、当然ながら消防車両の購入に際して大丸分団と十分協議をして、その上、分団が望む状況の車両を仕様書に定めて入札したところでございますけれども、この件については、平成29年に道路交通法の改正がございまして、普通免許で運転できる自動車は車両総重量が3.5トン未満ということになったかと思えます、今回4WDにしますと3.5トン以上になるというのがひとつネックになったのかなと思えますけれども、そうしますと、普通自動車免許では運転できなくなり、準中型免許が必要になることから、分団と協議の結果、普通免許でも運転できる2WDを選定したというところでございます。

以上です。

○8番（中山美幸君） 特に大丸ということなんですよね。じゃあ、大丸は湿地帯とか車が入れる砂場とかというのは非常に私は多いと思うんですよ。そういったところ

で、じゃあ、先ほど言われましたように重量オーバーになるから運転できないと、そういった方々については運転免許証を取るための助成事業をやるように話もしてあったじゃないですか。そしたら、そういう場所には、火災の場所がそういう場所だったら行けないということじゃないですか。何のために消防車を買うんですか。火災をちゃんと処理するために買うんでしょう。そうじゃないんですか。そういったところに、この車は入れなくなってくるんですよ。何のために購入しているんですか。私は、そこはちょっとわからないですね。大丸から要望がありました、本当にそこを考えてやっているんですか、これ。不思議です。もう一回答えてください、ちゃんとそこを。

○総務課長（上橋孝幸君） お答えいたします。

準中型免許を取る際には、どうしても受講料といいますか、そういった料金が発生するわけですが、それについての助成については、現在、人材育成事業補助金を活用して2分の1は助成できるということで、それぞれ各分団には通知をしているところでございます。

それから、先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、もちろん、議員さんが御指摘のとおり、悪道といいますか、積雪であったりぬかるんだ道であったり、そういった道を走行する際は2WDより4WDのほうが有利であるということは、もちろん我々も承知しておりますし、分団の方々も承知はしているところであるかと思えます。

しかしながら、今回、総合的に判断して2WDを購入するという結論に至ったところでございます。御理解をいただきたいと思えます。

○8番（中山美幸君） 非常に私は納得いきません。じゃあですよ、一番最初に出動されたときにこのポンプ車が入ったとします。そこで、その道にはまってしまったとします、あとの車はそれから入ってこれないということなんですよ。あとの消火活動はどうするんですか。それだけホースを延長するんですか。もう一回、そこに答えてください。

○総務課長（上橋孝幸君） 実際、消防車両を運転されるのは消防団員の方々ですので、その点については、いつ何時、今、議員さんから御指摘があったような場所に行く可能性も当然あるわけですので、その辺、十分、運転する団員に対しては、分団長を通じてしっかりと指導をしていただきたいと思えます。

以上です。

○8番（中山美幸君） 私もよくそういった消火活動の場所には行って交通整理等をします。非常にそういったところが多いんですよ。そして、幾ら指導するとおっしゃってもですね、皆さん、そのときはものすごく緊迫した雰囲気の中でやっていらっ

しゃるんです。そういったことを考えてですね、やはり、これは4WDであって、ちゃんとそういった免許を取っていただくというようなことをですね進めていくというのが行政じゃないですか。これ、逆にいうと半分しか使えないということですよ。そのために、これだけの予算を使うんですか。もっと考えた購入の方法というのをやってください。

○町長（東 靖弘君） 中山美幸さんの御質問に対して、御指摘のところはごもっともだと理解をしております。やはり、現在、地元分団とそういう協議をした上でこういう形に至ったということで総務課長のほうからも詳しい説明がありました。その上で改善すべきことという御指摘もありましたので、今後、改めて、また購入する際につきましては、こういった事例も含めて、地元分団とも十分協議をしながら判断してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（神崎文男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りします。

議案第24号「小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について」は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（神崎文男君） 御異議がありますので、この採決は起立によって採決いたします。小野議員については、賛成のときは挙手をお願いします。

議案第24号「小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について」は、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（神崎文男君） 起立多数。

したがって、議案第24号「小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について」は、可決されました。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上を持って、本日の日程の全部を終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

-----○-----

散会 午後3時20分

第 3 号

6 月 1 6 日 (木)

令和4年第2回大崎町議会定例会会議録（第3号）

令和4年6月16日

午前10時00分開会

於 会 議 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名（9番，10番）
- 日程第2 議案第19号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第1号）
（総務厚生常任委員長報告）
- 日程第3 議案第20号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算
（第1号） （総務厚生常任委員長報告）
- 日程第4 陳情第1号 「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採択を
求める陳情 （総務厚生常任委員長報告）
- 日程第5 議員派遣の件
- 日程第6 閉会中継続審査・調査申出書

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- | | |
|----------|-----------|
| 1番 平田 慎一 | 7番 吉原 信雄 |
| 2番 富重 幸博 | 8番 中山 美幸 |
| 3番 稲留 光晴 | 9番 上原 正一 |
| 4番 諸木 悦朗 | 10番 小野 光夫 |
| 5番 宮本 昭一 | 11番 児玉 孝徳 |
| 6番 中倉 広文 | 12番 神崎 文男 |

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- | | |
|----------------|--------------|
| 町 長 東 靖弘 | 農林振興課長 上野 明仁 |
| 副町長 千歳 史郎 | 耕地課長 竹本 忠行 |
| 教育長 穂園 正幸 | 建設課長 時見 和久 |
| 会計管理者 西高 和義 | 農委事務局長 相星 永悟 |
| 総務課長 上橋 孝幸 | 水道課長 本松 健一郎 |
| 企画調整課長 中野 伸一 | 教委管理課長 岡留 和幸 |
| 住民環境課長補佐 竹原 静史 | 社会教育課長 鎌田 洋一 |

保健福祉課長 谷 迫 利 弘 税 務 課 長 川 越 龍 一

5. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事 務 局 長 官 本 修 一

次長兼調査係長 福 永 浩 二

議 事 係 長 上 床 就 路

庶務係主幹 西 ゆかり

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（神崎文男君） これより、本日の会を開き、直ちに会議いたします。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（神崎文男君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、上原正一君、及び10番、小野光夫君を指名いたします。

-----○-----

日程第2 議案第19号 令和4年度大崎町一般会計補正予算（第1号）

○議長（神崎文男君） 日程第2、議案第19号「令和4年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました議案第19号、令和4年度大崎町一般会計補正予算（第1号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、6月1日の本会議において当委員会に付託されたもので、6月2日に全委員出席のもと委員会を開催し、担当課長及び関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億727万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億7,352万5,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議において説明がなされておりますので、委員会での内容について報告いたします。

まず、歳出の款2、項1、目6財産管理費、節13使用料及び賃借料の機械料78万7,000円について、城内公有墓地の跡地の排水の対策との説明であったが、跡地の高さはどこまで下げるのかとの問いに対し、現段階では高さは現状のままとして、土地利用計画が定まってから、周辺の土地を含め検討するとの答弁。

さらに、現状の高さでは、台風、地震等による危険性があるのではとの問いに対し、建設課等の意見を踏まえて、検討していきたいとの答弁でありました。

次に、款2、項1、目13地方創生費、節12委託料の地域おこし研究員等業務委託料360万円について、半数を占めるベトナムの外国人技能実習生へのサポートが目的との説明であったが、他の外国の技能実習生へのサポートも必要ではないかとの問いに対し、現状は、受入管理団体の対応によりトラブルは少ないようであ

るが、今後検討していきたいとの答弁でありました。

次に、款3、項2、目3新型コロナウイルス感染症対策事業費、節18負担金、補助及び交付金の子育て世帯生活支援特別給付金725万円について、住民税非課税世帯以外で、家計急変の方も対象との説明であったが、その要件はとの問いに対し、令和4年1月以降の任意の月の収入を1.2倍して算出した年間収入見込み額から所得を計算し、住民税非課税世帯相当であれば支給対象となるとの答弁。

周知の方法はとの問いに対し、町の広報誌、ホームページ、LINEなどを使って広く周知を行い、申請に行きにくい方々への配慮も検討していきたいとの答弁でありました。

次に、款5、項1、目1.1土地改良事業費、節1.6公有財産購入費の用地費14万8,000円について、購入面積はとの問いに対し、3,825平米で、山林の単価300円での積算であるとの答弁でありました。

次に、款5、項1、目1.4営農推進費、節1.8負担金、補助及び交付金の農地耕作条件改善事業補助金394万円について、サツマイモ基腐病対策として反転耕への補助金との説明であったが、どのような資機材で行うものかとの問いに対し、バックホーで掘削を行うものであり、表土を下の無菌の土と入れ替える方法となるとの答弁でありました。

次に、款5、項2、目1林業振興費、節1.4工事請負費の林地崩壊防止工事889万4,000円について、工法を変更するとの説明であったが、理由はとの問いに対し、県の指導により、当初予定していたモルタル吹き付けから、強度の強い吹付法砕工への変更であるとの答弁でありました。

次に、款6、項1、目2商工業振興費、節1.8負担金、補助及び交付金の企業価値向上補助金4,500万円について、補助金申請の審査方法はとの問いに対し、企業価値向上のため設備導入等の計画書をつくっていただき、計画内容の審査を行う。申請しやすいように、計画書作成の支援等を行っていくとの答弁でありました。

次に、款6、項1、目3観光費、節1.4工事請負費のくにの松原キャンプ場バンガロー建設工事1,700万円について、バンガローの利用実績はとの問いに対し、1号棟の利用者数が、令和3年度実績で536人であるとの答弁。

さらに、バンガローの宿泊者を、町内飲食店等での消費へもつなげるような施策が必要ではとの問いに対し、アンケート調査での現状把握や、利用促進につながるような方法を、他の事例も参考に検討していくとの答弁でありました。

次に、款6、項1、目3観光費、節1.8負担金、補助及び交付金のスポーツ合宿等誘致促進事業補助金250万円について、スポーツコミッションを設立するとの説明であったが、予算の内訳はとの問いに対し、先進地視察や協議会の設立費用を

見込んでいるとの答弁。

事務局は企画調整課に置く予定かとの問いに対し、役場職員が行うのではなく、事務局の職員は新たに雇用する形で進めていきたいとの答弁でありました。

次に、款6、項1、目4新型コロナウイルス感染症対策事業費、節18負担金、補助及び交付金の大崎町新型コロナウイルス感染症対策委員会補助金3,457万6,000円について、内容は原油価格・物価上昇対策支援金との説明であったが、国の補助金等と重複しても問題ないかとの問いに対し、見舞金に近い形であり、重複しても問題ないと考えているとの答弁でありました。

次に、歳入の款2、項3、目1、節1森林環境譲与税273万2,000円について、実績としてどのように活用しているかとの問いに対し、令和3年度の実績として、意向調査業務、集積計画策定、林道での機械借上げ、森林炭素マイレージ交付金等への支出に活用したとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第19号、令和4年度大崎町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決すべきものと全出席委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第19号「令和4年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。お諮りします。議案第19号「令和4年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は原案可決であります。委員長の報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第19号「令和4年度大崎町一般会計補正予算（第1号）」は、原案どおり可決されました。

日程第3 議案第20号 令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算

(第1号)

○議長（神崎文男君） 日程第3、議案第20号「令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） ただいま議題となりました議案第20号、令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。本議案は、6月1日の本会議において当委員会に付託されたもので、6月2日に全委員出席のもと委員会を開き、保健福祉課長並びに関係職員の出席を求め、補足説明を受け審査いたしました。

この補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,138万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億552万4,000円とするものであります。

補正予算の内容については、本会議での説明のとおり、令和3年度分の介護給付費国庫負担金等の確定に伴う精算のための補正でありました。

特に質疑はなく、その後、討論に入りましたが、討論もなく、採決の結果、議案第20号、令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと全委員の意見の一致をみた次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における経過と結果について報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

議案第20号「令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の委員長報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより採決に入ります。お諮りします。議案第20号「令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、委員長の報告は、原案可決であります。委員長の報告のとおり原案可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第20号「令和4年度大崎町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 陳情第1号 「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採択を求める
陳情

○議長（神崎文男君） 日程第4、陳情第1号「「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採択を求める陳情」を議題といたします。

本件について、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（吉原信雄君） ただいま議題となりました陳情第1号、「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採択を求める陳情について、総務厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告をいたします。

陳情者は、大崎町菱田2653番地3、曾於民主商工会会長出原宗一氏であります。

本陳情は、6月1日の本会議において当委員会に付託されたもので、6月2日に、全委員出席のもと委員会を開催し、審査いたしました。

陳情の趣旨は、令和5年10月から開始する消費税のインボイス制度について、買い手となる事業者は、仕入税額控除の適用のために、課税事業者である売り手のみが発行できる適格請求書の保存が必要となるもので、制度が実施されれば、適格請求書等の保存及び管理のために、事業者の事務負担が増加することや、免税事業者が取引から排除される可能性があるとの理由から、インボイス制度の実施中止を求める意見書採択を求める陳情でありました。陳情内容の審査に当たり、担当課である税務課長の出席を求め、インボイス制度導入の目的、導入に伴う影響、経過措置等について説明を受け、審査いたしました。

特に質疑はなく、その後討論に入りましたが、委員から反対の討論があり、平成28年の消費税改正によって、インボイス制度が法制化された経過があることや、法制化から既に6年が経過する中で、いろいろな準備や研修をしてきているというもの、簡易な計算が可能な簡易課税の制度や、農協を通じて出荷する農家など一部の業種へは交付義務の免除があることから、制度実施に大きな問題はないとの反対意見が出されました。

賛成の討論はなく、その後、採決に入り、起立採決の結果、陳情第1号「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採択を求める陳情は、起立少数で不採択とすることに決定した次第であります。

以上で、総務厚生常任委員会における、審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（神崎文男君） これより質疑に入ります。

陳情第1号「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採択を求める陳情の委員長の報告に対して、何か質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 質疑なしと認めます。

よって、質疑はこれをもって終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○3番（稲留光晴君） この内容は、今、委員長がおっしゃったとおりであります、影響を受ける方が一部であると、こういう反対討論でありましたが、私はこういう制度実施中止を求める意見書というのは、今、全国的に多くの業者、税理士等、あるいは全国、町、県、商工会議所も意見書を出している状況です。

よって、私はこの陳情に対しては賛成の立場を取るといってごまかします。

○議長（神崎文男君） 次に、原案に反対の発言を許可します。

○6番（中倉広文君） この陳情の趣旨に全く理解しないわけではないんですが、本陳情については、現時点では賛同できません。

先ほど委員長報告にもありましたが、インボイス制度につきましては、私たち国民の代表である国会において十分審議され、平成28年度に導入が決定し、そして平成30年に税制改正で詳細が決定され、法令に記載をされたという事実があります。

制度の目的については幾つかありますが、皆さん御承知のことかと思えます。私も、本制度の導入によって、自身の経営についていろいろ検討しなければならない当事者でもあり、これまで、また研修会等を通じて、いろんなシミュレーションをしながら学んできたところです。その中で、課税事業者については、新たな組織のもとで適正な消費税を算出することになりますが、免税事業者については、まず、一般消費者としての取引には全く影響はないと考えております。その他B to B事業者同士の取引については、インボイスが必要とされる事業者との取引は、このような免税事業者にどの程度あるのか、その度合いによって、今後、免税事業者が課税事業者になるのか、あるいはならないのか、そういったことを選択しなければならぬというふうを考えます。来年、令和5年10月に施行されるということで、その後、段階的に6年間経過措置期間がありますので、その期間の中で個々の経営形態や取引先の選択ということも含めて判断されることになろうかと思えます。

また、売上先が5,000万円以下の事業者は簡易課税制度も適用ができ、この場合はインボイスは不要とされますし、先ほどありましたように、私も農業者においてはJAあるいは卸売市場に委託販売し、共販等をやっている品目については

免除をされるというふうにならわれております。このように、本制度には小規模事業者への配慮が幾分かなされているようでございます。

そのような中で、国会において法制化された法律に対して、本町事業者にどの程度影響があるか十分確認されないまま、本町議会としてインボイス制度実施中止を求める意見書を、政府及び国会に対して送付するという本陳情は、現段階では具体性を欠き、賛同しかねるので、採択することには反対といたします。

○議長（神崎文男君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 討論なしと認めます。

よって、討論はこれをもって終結いたします。

これより、陳情第1号「「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採択を求める陳情」を採決いたします。

この採決は、起立によって採決します。賛成の場合は、小野議員は挙手による採決をお願いします。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。陳情第1号「「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採択を求める陳情」を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神崎文男君） 起立少数です。

したがって、陳情第1号「「インボイス制度実施中止を求める意見書」の採択を求める陳情」については、不採択とすることに決定いたしました。

-----○-----

日程第5 議員派遣の件

○議長（神崎文男君） 日程第5「議員派遣の件」を議題といたします。

お諮りします。

別紙のとおり、本町議会議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり、本町議会議員を派遣することに決定いたしました。

-----○-----

日程第6 閉会中継続審査・調査申出書

○議長（神崎文男君） 日程第6「閉会中継続審査・調査申出書」の件を議題といたします。

委員会の決定に基づき、お手元に配付してある写しのとおり、4 委員長から申し出があります。

お諮りします。

4 委員長の申し出のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神崎文男君） 御異議なしと認めます。

よって、4 委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査は可決されました。

-----○-----

○議長（神崎文男君） 以上をもって、本日の日程の全部を終了いたしました。会議を閉じます。令和4年第2回大崎町議会定例会を閉会いたします。

-----○-----

閉会 午前10時25分